

次期（第6次）NACCS移行説明会資料

平成29年9月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

はじめに

平素よりNACC Sをご利用いただき誠にありがとうございます。

NACC Sセンターでは、かねてからご案内のとおり、本年（平成29年）10月8日（日）に現行（第5次）NACC Sから次期（第6次）NACC Sへのシステム更改を行うこととしています。

システム更改を行うにあたっては、第5次NACC Sで利用している資源（プログラムや各種データ等）を第6次NACC Sでも継続して利用できるようにするため、第5次NACC Sを一旦停止したうえで、第5次NACC Sの資源を第6次NACC Sへ移行（システム移行）します。

今回のシステム移行では、第5次NACC Sのデータを全てそのまま第6次NACC Sへ移行することを原則としています。

ただし、一部のデータについては移行対象外とさせていただくとともに、データによっては変換処理を行ったうえで、移行を実施します。

今回の移行説明会では、システム移行に伴う第5次NACC S等の停止時間や第6次NACC Sの稼働開始予定時間のご案内、システム更改前後における業務処理においてご留意いただきたい事項、第6次NACC S利用に係る利用契約関係、及びシステム設定関係等について説明します。

なお、本文においてもご案内しますが、システム移行は限られた時間内で実施することから、移行対象となるデータ量が少ないことが望ましいと考えており、利用者の皆様には、更改日を跨って処理が必要となるような仕掛けり中のデータが発生しないようお願いします。

具体的には、更改日前日（10月7日（土））は、第5次NACC Sのシステム停止時間前までに完了可能な業務のみを入力していただき、第5次NACC S稼働中に完了できないことが分かっている場合は、第6次NACC S稼働後に業務処理を開始いただきますようご理解とご協力をお願いします。

第6次NACC Sへの円滑な更改に向けて、今後ともご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

目 次

I. システム移行の概要	1
1. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行.....	1
(1) 移行方法について	1
(2) 移行時間について	1
(3) 移行対象のデータについて.....	2
(4) 移行時に変換処理を行うコード等について.....	2
(5) 移行前後の各種データの取扱い、運用等について.....	2
(6) 第6次NACCSのサービス開始予定日時.....	3
II. 移行前後の業務運用等について（概要）	4
1. データ等移行処理に伴う留意事項	4
2. システム停止時間帯の業務手続きについて	4
3. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行処理において移行対象外となるデータ	4
(1) 海上入出港業務	4
(2) 乗員上陸許可申請業務.....	5
(3) 医薬品医療機器等輸入報告関連業務.....	5
III. 移行前後の業務運用等について（貨物関連）	6
1. 輸出貨物情報	6
(1) 航空貨物関係	6
(2) 海上貨物関係	6
2. 輸入貨物情報	7
(1) 航空貨物関係	7
(2) 海上貨物関係	7
(3) 出港前報告（海上）.....	9
(4) 保税運送申告関係	10
IV. 移行前後の業務運用等について（通関関連）	11
1. 輸出入申告等関連情報の移行	11
(1) 輸出申告関係	11
(2) 輸入申告関係	14
(3) 出力帳票	19
(4) マルチペイメントネットワーク（MPN）納付関係.....	19
(5) 担保	19
(6) 一括納付書情報について.....	20
(7) 修正申告関係及び関税等更正請求.....	20
V. 移行前後の業務運用等について（関係省庁関連）	21
1. 関係省庁業務の移行時間等について	21
2. 移行前後の留意事項等	21
(1) 港湾サブシステム	21
(2) 輸入食品監視支援業務.....	22
(3) 植物検疫関連業務	22
(4) 動物検疫関連業務	22
(5) 医薬品医療機器等申請業務.....	22
(6) 輸出証明書等発給申請業務.....	23
(7) 貿易管理サブシステム.....	23
(8) 乗員上陸許可支援システム.....	24
VI. 移行前後の業務運用等について（入出港関連）	25
1. 航 空	25
(1) 入出港関連業務に係る関係情報の移行.....	25
(2) 乗組員・旅客氏名表報告情報に係る運用.....	25

2. 海上	26
(1) 港湾サブシステムの停止に伴う業務制限	26
(2) 乗員上陸許可支援システムの停止に伴う業務制限	28
(3) 指定地外交通許可申請情報について	29
(4) 照会業務における申請状態（ステータス）の変換処理	29
(5) 過去申請情報の呼出し、訂正及び照会関係業務の制限	30
(6) 港湾管理者業務（K業務）のデータ移行について	30
(7) 乗組員情報、旅客情報、船用品情報について	31
(8) 回答通知情報のWebNACCSへの配信等	31
(9) 「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務における過去情報の利用	31
(10) 船舶基本情報の保存期間について	31
VII. 移行前後の業務運用等について（その他）	32
1. 随時報作成依頼情報	32
2. 管理資料情報	32
3. 滞留電文（配信電文・障害電文・メール電文）	32
4. 法人番号対応について	32
(1) JASTPRO及び税関発給コードの取扱いについて	32
(2) 第6次NACCSにおける税関発給コードの取扱いについて	34
(3) 移行期におけるJASTPROコードのNACCSへの登録時期について	34
5. 海上・航空共用化について	35
(1) 海上・航空共用蔵置場における対応	35
(2) 海上システムのみ参加の蔵置場及びシステム不参加蔵置場における対応	35
VIII. 第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について【特別運用期間】	36
1. 特別運用期間	36
2. 第5次NACCSで作成する管理資料の配信等	36
3. 第5次NACCSで発生した滞留電文	36
4. 特別運用期間中における利用料金について	37
(1) 利用料金	37
(2) 回線使用料	37
IX. その他	39
1. 第6次NACCS用ログインパスワードについて	39
2. 第6次NACCSパッケージソフトの総合運転試験用から本番用へのバージョンアップについて	39
3. メール処理方式（パソコン用パッケージソフトを使用）について	40
4. 利用契約申込及びシステム設定申込に関する手続きについて	40
(1) 第5次NACCSに係る利用申込等について	40
(2) 第6次NACCSに係る利用申込等について	40
(3) 利用者設定登録業務（U業務）の開始日について	49
(4) 認定通関業者用申告官署の自動補完機能について	49
(5) ダイヤルアップ回線の廃止に伴うNACCS接続ルータ等機器の回収について	49
(6) 第6次NACCS向けに契約を行った回線使用料について	49
X. 本件資料に関する問合せ先	50
別紙1 第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コード	51
1. 輸出入者コード等	53
2. 識別符号	57
3. 原産地証明書識別	58
4. 審査区分識別	63
別紙2 第5次NACCSから第6次NACCSへの移行に伴う管理資料の作成について	65
別紙3 移行データの取扱いに係る留意点	73

I. システム移行の概要

NACCSは本年(平成29年)10月8日(日)に第6次NACCSへ更改を予定しています。更改にあたっては、第5次NACCSから原則全てのデータを第6次NACCSへ移行し、第6次NACCSでも利用できるようにしますが、その移行作業は、第5次NACCSを一旦停止して行う必要があります。

第5次NACCSから第6次NACCSへのデータ移行に要する時間は、5時間45分程度を予定しております。その間は、NACCSにおけるオンライン業務は全て利用することはできませんので、あらかじめご了承ください。

また、第6次NACCS稼働にあわせて、港湾サブシステムをNACCSに統合しますが、当該統合処理の関係から、同サブシステムについては第5次NACCSに先立ち停止します。

1. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行

(1) 移行方法について

第6次NACCSへの移行は、第5次NACCSのサービスを停止し、第5次NACCSのオンラインデータ等を第6次NACCSへ一括移行する方法で実施します。

したがって、第6次NACCS稼働後、オンライン業務を実施する目的で第5次NACCS及び第6次NACCSの両システムが一定期間並行して稼働することはありません。

なお、港湾サブシステムについては、第5次NACCSの移行と同様、港湾サブシステムのサービスを停止後、第6次NACCSへデータを移行します。

第5次NACCS及び港湾サブシステムのシステム停止日時は次の(2)を予定しています。

(2) 移行時間について

① 港湾サブシステム(第5次NACCS(海上入出港関連業務)を含む。)

港湾サブシステムは、平成29年10月7日(土)18:00にサービスを終了します。

② 第5次NACCS(海上入出港関連業務を除く。)

第5次NACCSは、平成29年10月7日(土)23:15にサービスを終了します。

③ 第6次NACCS

第6次NACCSは、平成29年10月8日(日)05:00にサービスを開始します。

以上のことから、港湾サブシステム業務及びNACCS業務(海上入出港関連業務)については、平成29年10月7日(土)18:00から8日(日)05:00まで、NACCS業務(海上入出港関連業務を除く)については、平成29年10月7日(土)23:15から8日(日)05:00まで、利用することができません。

＜第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行のイメージ図＞

	10/ 7 (土)		10/ 8 (日)		10/17 (火)	
	18:00	23:15	05:00	07:00	18:00	
港湾サブシステム	稼働	システム停止時間帯		停止		
第5次NACCS (入出港関連業務を除く。)	稼働		システム停止時間帯		特別運用 (管理資料取出)	停止
第6次NACCS			データ等移行		稼働	

(3) 移行対象のデータについて

第5次NACCS等に登録されている情報は、後述「Ⅱ. 移行前後の業務運用等について」の「3. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行処理において移行対象外となるデータ」に記載がある情報を除き、第6次NACCSへ全て移行します。

(4) 移行時に変換処理を行うコード等について

業務仕様の変更等に伴い第6次NACCSから変更となる各種コードや番号体系については、移行処理の際に第5次NACCS用コード等から第6次NACCS用のコード等への変換処理を併せて実施します。変換処理の対象となる各種コードや番号体系については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変更処理を行う番号・コードについて」を参照してください。

(5) 移行前後の各種データの取扱い、運用等について

第5次NACCS等の稼働中に全ての業務処理が完結する場合、又は、第6次NACCS稼働後から新たな業務処理を開始する場合など、第5次NACCSから第6次NACCSへの移行にあたって仕掛かり中（第5次NACCSで申告し未許可のもの等）の業務が無い場合は、特別な運用を行っていただく必要はありません。

したがって、第5次NACCS等が停止するまでに業務処理が完結することが明らかである場合を除き、移行日当日においては、第5次NACCSでの業務処理は実施せずに第6次NACCS稼働後から業務処理を開始してください。また、移行にあたっては移行対象データが少ないほど移行時のトラブルは減少しますので、可能な限り仕掛かり中のデータが発生しないようお願いします。

なお、移行前後における業務上の取扱い等については、後述「Ⅱ. 移行前後の業務運用等について」を参照してください。

また、次ページに税関手続関係について例示をご案内しておりますので、参照してください。

【税関手続関係】

第5次NACCSに登録されている申告中の情報は、第6次NACCSへ移行を行いますので、基本的には第6次NACCSで許可・承認等の継続処理が行われますが、移行処理を円滑に行うため、次の点についてご協力をお願いします。

イ 第5次NACCSで行った申告等は、可能な限り第5次NACCSで許可・承認までの手続を終了してください（更改直前は、第5次NACCSで許可・承認処理まで行われることが確実と考えられるものについてのみ、申告等を行ってください。）。

ロ 第6次NACCSサービス開始後で対応可能な保税運送申告関係業務、輸出入申告関係業務は第6次NACCSで申告、申請するようにお願いします。第5次NACCSサービス終了間際での申告、申請は移行データの増加に繋がりますので、行わないようお願いいたします。

ハ 第5次NACCSで行った納税申告等に係る関税、消費税（即納分）等の納付についても、第5次NACCSサービス終了までに納付手続を完了してください。

（6）第6次NACCSのサービス開始予定日時

第6次NACCSは、平成29年10月8日（日）05：00にサービス開始を予定しています。なお、不測の事態により第6次NACCSのサービス開始時間が遅延する場合は、速やかにNACCS掲示板第6次版等を利用してご連絡します。

II. 移行前後の業務運用等について(概要)

1. データ等移行処理に伴う留意事項

第5次NACCS等で処理中となっているオンラインデータ等は、原則全て第6次NACCSへ移行しますので、第5次NACCS等で実施した業務の後続業務については、第6次NACCSで引き続き行うことができます。

ただし、一部の情報については移行できないこと、また、第5次NACCS等と第6次NACCSとの間で業務仕様の変更に伴い変換処理を行う情報があることから、移行前後における業務処理においてご留意いただく点について、後述「3. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行処理において移行対象外となるデータ」以降にまとめていますので、必ずご確認をお願いします。

2. システム停止時間帯の業務手続きについて

次のシステム停止時間帯においては、全てのオンライン業務の利用が不可となるため、当該時間帯の一部業務の取扱いについては、本資料において留意事項としてご案内しますが、基本的には、停止時間帯において税関及び関係省庁等（以下「関係行政機関」という。）に対する申告・申請・届出手続等が必要となる場合は、あらかじめ関係行政機関に対応方法等について相談してください。

【システム停止時間（予定）】

① NACCS

平成29年10月7日（土）23：15 から 8日（日）05：00まで

② 港湾サブシステム（海上入出港業務を含む）

平成29年10月7日（土）18：00 から 8日（日）05：00まで

3. 第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行処理において移行対象外となるデータ

次のデータについては、第5次NACCS等から第6次NACCSへの移行ができないため、対象となるデータが第5次NACCS等の稼働中に全て完結しない場合は、第5次NACCS等では業務処理を実施せずに第6次NACCS稼働後に業務処理を実施してください。

(1) 海上入出港業務

- ・「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請（APA）」業務後、申請状態が未許可の指定地外／船陸／船舶間交通許可申請情報データ
- ・「乗組員情報登録（VTX02）」業務で登録した海上乗組員データ
- ・「旅客情報登録（VTX03）」業務で登録した海上旅客データ

- ・「船用品情報登録（V T X 0 4）」業務で登録した船用品データ
 - ・港湾管理者業務（K業務）に係る申請情報データ※
- ※ 「書類状態確認（W V S）」業務にて申請状態を確認することは可能ですが、詳細内容を確認することはできません。

（２）乗員上陸許可申請業務

- ・「乗員上陸許可申請（C R W 0 3）」業務で事項登録中の乗員上陸許可申請情報データ

（３）医薬品医療機器等輸入報告関連業務

- ・ 事項登録中又は届出済みで受理前の医薬品医療機器等輸入報告データ

Ⅲ. 移行前後の業務運用等について(貨物関連)

1. 輸出貨物情報

(1) 航空貨物関係

第5次NACCSで登録されている航空貨物に係る輸出貨物情報は、全て第6次NACCSに移行します。したがって、基本的に後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第6次NACCS稼働後)の登録でも航空機への搭載に影響が出ない場合については、更改後に当該航空機に係る貨物情報の登録を行っていただきますようお願いします。

(2) 海上貨物関係

① 輸出貨物情報の移行

第5次NACCSで登録されている海上貨物に係る輸出貨物情報は、原則全て第6次NACCSに移行しますので、基本的には後続業務に影響はありません。

ただし、海上システムに登録された航空貨物情報に関しては、更改後の後続業務に影響が生じる場合があります。更改直前にあつては、第5次NACCSで業務処理の完結ができない場合、海上システムにおいて航空貨物情報の登録を行わないようお願いします。

また、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後(第6次NACCS稼働後)の登録でも本船への船積みに影響が出ない場合等については、更改後に当該本船に係る貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いします。

② 移行処理に伴う留意事項

イ 第6次NACCSで業務統合を行う業務に係る移行処理

第6次NACCSへの更改に合わせて業務統合を行う次の業務については、第5次NACCSで登録された情報を、統合後の新規業務の入出力項目表に基づく内容に変換して移行します(例えば、統合の結果、入力項目の桁数が削減される場合、更改後に呼出し業務を実施すると、削減後の項目桁数に基づいた出力となります。)。

第5次NACCS	第6次NACCS
船積指図書(S/I)情報登録(SIR)	船積指図書(S/I)情報登録
船積指図書(S/I)情報登録(SIRO2)	(SIR)
S/I情報登録(EIR)	S/I情報登録(EIR)
S/I情報登録(EIRO1)(国際連携)	
船積確認事項登録(コンテナ船用)(ACLO1)	ACL情報登録(コンテナ船用)
船積確認事項登録(コンテナ船用)(SWB用)(ACLO3)	

船積事項確認登録（在来船用）（AC L 0 2）	AC L 情報登録（在来船・自動車船用）（AC L 0 2）
船積確認事項登録（在来船用）（SWB用）（AC L 0 4）	

ロ AC L業務における留意事項

第5次NACCSで「船積確認事項登録（コンテナ船用）（AC L 0 1）」業務又は「船積事項確認登録（在来船用）（AC L 0 2）」業務において仮登録を行った情報については、原則、第5次NACCS稼働中に本情報登録まで実施していただきますようお願いいたします。

（注）第5次NACCSの仮登録情報についても、業務統合後のAC L 0 1業務又はAC L 0 2業務の仮登録情報として移行しますが、例えば、第5次NACCSでは分割となっている「荷送人等住所1～4※」を移行時に第6次NACCSの仕様に合わせるため、システムで自動的に結合処理を行います。移行後の画面表示が想定と異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 第5次NACCSの「荷送人等住所1～4」は移行処理で結合を行い、「荷送人等住所・電話番号」欄に移行することとしています。

ハ 「船積確認登録（CCL）」業務における留意事項

CCL業務未済の場合、港湾統計用データの収集に影響が出るため、第5次NACCSで「船積事項登録（CLR）」業務まで実施している貨物については、第5次NACCS稼働中に「船積確認登録（CCL）」業務まで実施していただきますようお願いいたします。

2. 輸入貨物情報

（1）航空貨物関係

第5次NACCSで登録されている航空貨物に係る輸入貨物情報は、全て第6次NACCSに移行します。したがって、基本的に後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後（第6次NACCS稼働後）の登録でも業務に影響が出ない場合等については、更改後に貨物情報の登録を行っていただきますようお願いいたします。

また、システム停止時間帯に報告期限となる「積荷目録事前報告（ADM 0 1）」業務がある場合は、第5次NACCS稼働中に実施してください。

なお、「輸入便情報」についても全て第6次NACCSに移行します。

（2）海上貨物関係

① 輸入貨物情報の移行

第5次NACCSで登録されている輸入貨物情報は、全て第6次NACCSに移行します。したがって、基本的に後続業務に影響はありません。

ただし、海上システムにおいて登録された航空貨物情報に関しては、更改後（第6次NACCS稼働後）の後続業務において影響が生じる場合がありますので、第5次NACCSで業務処理の完結が見込まれない場合は、海上システムにおいて航空貨物情報の登録を行わないようお願いします。

また、移行対象となるデータ量を極力減らすため、更改後の登録でも業務に影響が出ない場合については、更改後に貨物情報の登録等を行っていただきますようお願いいたします。

② 移行処理に伴う留意事項

イ B/L番号の仕分け枝番の運用

第5次NACCSで仕分け等が行われ、枝番が付与された貨物について第6次NACCSでさらに仕分け等を実施する場合は、第6次NACCSの仕様にに基づき枝番を付与します。

B/L番号の仕分けイメージ

第5次NACCSでの仕分け			第6次NACCSでの仕分け	
当初B/L番号	仕分け後	再仕分け後	移行後仕分け	移行後更に仕分け
NACS0000001	NACS0000001A	—	—	—
	NACS0000001B	NACS0000001C	—	—
		NACS0000001D	NACS0000001DA	—
			NACS0000001DB	NACS0000001DBA
				NACS0000001DBB

ロ 「貨物情報照会（ICG）」業務での貨物状況コード

第5次NACCSにおいて蔵入承認となり、第6次NACCSに移行された貨物情報については、「END（削除表示設定）」として出力されます。

注：第6次NACCSで蔵入承認となった貨物情報（蔵入承認後の貨物管理ありの蔵置場の場合）についてICG業務を実施した場合の貨物状況コードは「IS（蔵入承認済）」と出力されます。

ハ 「貨物在庫状況照会（IWS）」業務での蔵入承認済貨物の照会

第5次NACCSで蔵入承認となり、第6次NACCSに移行された貨物については、IWS業務で貨物識別「E（蔵入承認済貨物）」による照会では対象外となります。当該識別による照会は、第6次NACCSで蔵入承認となった貨物情報が対象となります。

ニ 蔵入承認済貨物の後続業務

第5次NACCSで蔵入承認となり併せ運送中の貨物は、第6次NACCS移行後に搬入された場合であっても、第6次NACCSで提供する「蔵入承認貨物の後続業務可能化」の対象外となります。

ホ 「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務の取り扱い

第6次NACCSでは、「貨物情報仕分け（CHJ）」業務により仕分けされた親B/Lに対しても「輸入コンテナ引取予定情報通知（ID通知）（RSS01）」業務が可能となりますが、第5次NACCSでCHJ業務により仕分けされ、第6次NACCSに移行された親B/Lは、対象外（RSS01業務は実施不可）となりますのでご注意ください。

ヘ 移行されたデータの保存期間

第6次NACCSでは、貨物情報等の一部について保存期間の見直しを実施していますが、第5次NACCSから移行される次の情報について、第6次NACCSで更新が行われない場合は、第5次NACCSの保存期間で削除されますのでご注意ください。

A 海上貨物情報

- ・バラ貨物で輸入等許可済みの海上貨物情報（輸入等許可日を含め6日保存（日祝除く））
- ・コンテナ貨物で輸入等許可済みで搬出された海上貨物情報（搬出日を含め6日保存（日祝除く））

B コンテナ情報

- ・「積荷目録提出（DMF）」業務実施後、後続業務が実施されていないコンテナ情報（DMF業務で入力した入港年月日を含め6日保存（日祝除く））
- ・実入コンテナで「船積情報登録（CLR）」業務により船積処理されたコンテナ情報（CLR業務実施日を含め6日保存（日祝除く））

（3）出港前報告（海上）

① 出港前報告の運用

移行に伴うシステム停止時間帯に出港前報告の期限が到来する場合は、第5次NACCSサービス終了前までに「出港前報告」を行ってください。また、第6次NACCS稼働後、出港前報告を行うにあたっては、以下の点にご留意ください。

イ 電話番号必須化に伴う報告情報訂正に際した留意事項

第5次NACCSで出港前報告した情報のうち、荷送人、荷受人、着荷通知先それぞれの電話番号欄が未入力の情報に関しては、同欄をスペースの状態第6次NACCSに移行します。このため、第6次NACCS稼働後、当該出港前報告情報に対して、「出港前報告訂正（CMR）」業務または「出港前報告訂正（ハウスB/L）（CHR）」業務にて訂正を行う場合は、電話番号が未入力の状態で送信を行いますとエラーとなりますので、必ず電話番号を入力の上、業務を実施していただきますようお願いいたします。

ロ 出港前報告情報に基づく「積荷目録提出（DMF）」業務

「積荷目録提出（DMF）」業務を行う「船舶コード＋船卸港コード＋船卸港枝番」に対して、第5次NACC Sで1件以上「積荷目録情報登録（MFR）」業務が行われている積荷目録情報の場合は、MFR業務を省略したDMF業務は実施不可となりますので、第6次NACC Sにおいて、全ての積荷目録情報をMFR業務で登録後、DMF業務を実施してください。

なお、サービスプロバイダ経由で出港前報告を行っている場合は、必要に応じて、以下の内容をあらかじめご利用のサービスプロバイダーと調整等していただきますようお願いいたします。

ハ 第5次NACC Sとの接続停止日時及び第6次NACC Sとの接続開始日時

あらかじめご利用のサービスプロバイダに、第5次NACC Sとの接続停止日時及び第6次NACC Sとの接続開始日時を連絡してください。なお、第6次NACC Sとの接続開始日時以降の報告は、第6次NACC Sの業務仕様に基づく報告となります。

ニ 申請者ID発給システムの停止

申請者ID発給システムについては、移行作業の関係から平成29年9月24日（日）19：00をもって利用を停止します。同システムについては、第6次NACC S稼働にあわせて、10月8日（日）05：00に稼働する予定としています。

したがって、この期間は新規申請者IDの取得、登録情報の更新を行うことはできません。

（4）保税運送申告関係

第5次NACC Sで登録されている保税運送申告情報は、全て第6次NACC Sに移行します。したがって、後続業務に影響及び移行前後でご留意いただく事項はありません。

IV. 移行前後の業務運用等について(通関関連)

1. 輸出入申告等関連情報の移行

第5次NACCSで登録されている輸出入申告等関連情報は、事項登録情報も含め、全て第6次NACCSへ移行します。したがって、基本的には後続業務に影響はありません。

ただし、移行対象となるデータ量を極力減らすため、また、通関関連業務においては移行処理において各種コードの変換処理等が必要となることから、無用な混乱を避けるためにも、仕掛かり中（例えば、第5次NACCSで事項登録となっているもの、あるいは、申告のままで許可となっていないもの等）の状態のままで更改を迎えないよう、第5次NACCSで完結し、完結が難しいと思われるものは第6次NACCS稼働後に業務処理を実施するようお願いします。

(1) 輸出申告関係

① 航空／海上共通事項

第5次NACCSで登録されている輸出申告等情報は、全て第6次NACCSに移行します。移行処理においては、第6次NACCSの業務仕様に基づきコード変換等もあわせて実施しますが、変換できない一部項目については、第5次NACCSの入力値の末尾にスペースを付与する等の対応を行います。

当該コード変換の詳細については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」をご参照ください。

イ 輸出申告情報

A 輸出申告関係の申告番号

第5次NACCSで払い出された輸出申告等番号は、そのまま第6次NACCSへ移行します。したがって、第5次NACCSで登録した情報について、第6次NACCSで輸出申告変更等を行う場合は、第5次NACCSで払い出された番号をそのまま入力してください。

B 審査区分識別

輸出申告等控情報の審査区分識別については、第5次NACCSでは3桁ですが、第6次NACCSから4桁に変更します。このため、仕掛かり中の申告情報を移行する際、審査区分識別の4桁への変換処理を行います。変換例については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」の「4. 審査区分識別」を参照してください。

C 識別符号・輸出入者コード（JASTPROコード・税関発給コード）

第6次NACCSでは、輸出申告項目として新たに「識別符号」欄が新設され、以下のいずれかの項目を必須で入力する必要があります。

「識別符号」欄（必須入力）

入力コード	入力条件等
1	法人（法人番号を有する者）
2	法人番号を有しない者及び個人
3	不明

第6次NACCSでは、輸出者コードがJASTPROコード等から原則法人番号に変更となることから、移行処理において、第5次NACCSで入力されている輸出者コードの法人番号への変換処理を実施します。この際、識別符号も輸出者コードの変換と合わせて、移行時に追加します。具体的な変換処理は次の表1のとおりとなります。移行後において、変換後の内容を必ず確認のうえ、輸出申告等を行ってください（例えば、変換後の法人番号は輸出者に付与された番号として間違いないか、また識別符号との組み合わせは妥当か等を確認のうえ、輸出申告等を実施してください。）。なお、JASTPROコード等と法人番号が紐付けされていない場合の対応等については、後述「Ⅶ. 移行前後の業務運用等について（その他）」「4. 法人番号対応について」の（1）②をご確認ください。

【表1 輸出申告関係業務業務における変換処理】

第5次NACCS	移行	第6次NACCS	
輸出者コード欄		識別符号	移行後の輸出者コード欄
輸出者コード （法人番号紐付け有り）	→	1	法人番号17桁に変換
空欄	→	3	空欄 ※1※2
輸出者コード （法人番号紐付け無し）	→	3	入力した輸出者コードの12桁※2
個人保有の税関発給コード	→	3	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換※2

※1 輸出者が法人番号を所持している場合、事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「1」に変更のうえ法人番号を入力してください。

※2 個人の輸出者については、必要に応じて事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「2」に変更してください。

※1又は※2に該当し、申告変更を行う場合には、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

D 蔵置税関

第6次NACCS稼働と同時に実施される「申告官署の自由化」に伴い、第6次NACCSでは輸出申告等控情報に新規項目として「蔵置税関」欄を出力します。移行処理においては、仕掛かり中の申告データがある場合、一律、同欄には「申告あて先税関官署」を出力します。

このため、認定通関業者による官署選択制を利用した申告、特別通関貨物、特定輸出における積地税関への申告等、「通関蔵置場を管轄する税関官署」と「申告あて先税関官署」が異なる申告情報については、第6次NACCSへのデータ移行後は「蔵置税関」欄に、本来の通関蔵置場を管轄する税関官署と異なる官署が出力されることになります。上記ケースに該当し、第5次NACCS稼働中に輸出許可等が行われなかったことが予想される場合は、仕掛かり中とならないよう、第6次NACCS稼働後に事項登録業務及び申告業務を実施してください。

なお、「蔵置税関」を修正するための申告変更は必須としませんが、申告変更を行うことで本来の蔵置官署を払い出すことが可能です。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

【参考】 申告変更の方法について

「輸出申告変更事項呼出し（EDD）」業務・「輸出マニフェスト通関申告呼出し（MED）」業務で呼出した後、特に変更を加えず「輸出申告変更（EDE）」業務・「輸出マニフェスト通関申告変更（MEE）」業務を実施することにより、申告控等情報には実際の貨物蔵置場を管轄する蔵置税関が補完されます（下表参考）。

第5次NACCS	第6次NACCSで対応方法
EDA等 (事項登録のみ)	EDC業務実施前に、EDB及びEDAを実施して蔵置税関を入力控に出力させてください。
EDC等済 (申告中)	申告あて先官署が出力されるため、申告訂正を行ってください。申告訂正を行わない場合でもエラーになりませんのでご注意ください。
輸出許可済	特段ありません。

E 荷主セクションコード・荷主リファレンスナンバー

第6次NACCSからCCIS（※）向け「記事（荷主）用」欄の「*」編集機能を廃止するため、第5次NACCSにおいて荷主の指示により「*」と「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を「記事（荷主）用」欄に入力している場合は、第6次NACCSからは「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」欄に入力してください。

なお、第5次NACCS稼働中に「記事（荷主）用」欄に「*」と「荷主セクシ

ョンコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を入力した仕掛かり中の申告が、第6次NACCS稼働後に輸出許可等となる場合は、CCISへの編集が行われません。したがって、CCISへの送信対象となる輸出申告については、仕掛かり中が発生しないようご注意ください。なお、やむを得ず仕掛かり中となった状態で移行対象となった場合は、第6次NACCS稼働後に事項登録の変更又は申告変更を行い、「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」欄に入力する必要があります。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

(※) 日本通関業連合会が運営する通関情報提供システム

F 輸出自動車情報に係る「輸出整理番号」及び「車両特定番号」の出力

第6次NACCSでは、輸出自動車情報の「輸出整理番号」及び「車両特定番号」について、「輸出自動車情報登録(MOA)」業務における登録順での呼出し及び照会に変更となりますが、第5次NACCSから移行された輸出自動車情報に関して、第6次NACCSで呼出し及び照会を実施した場合は、「輸出整理番号」の昇順で出力されますのでご注意ください。

ロ 出力帳票

第5次NACCSで輸出申告等を行い、第6次NACCSで許可となる場合において、許可通知情報等の帳票は第6次NACCSのフォーマットで出力されます。

② 航空／海上

航空又は海上に特化した注意事項はありません。

(2) 輸入申告関係

① 航空／海上共通事項

第5次NACCSで登録されている輸入申告等情報は、全て第6次NACCSに移行します。移行処理においては、第6次NACCSの業務仕様に基づきコード変換等もあわせて実施しますが、変換できない一部項目については、第5次NACCSの入力値の末尾にスペースを付与する等の対応を行います。

当該コード変換の詳細については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」を参照してください。

イ 輸入申告関係

A 輸入申告関係の申告番号

第5次NACCSで払い出された輸入申告等番号は、そのまま第6次NACCSへ移行します。したがって、第5次NACCSで登録した情報について、第6次NACCSで輸入申告変更を行う場合は、第5次NACCSで払い出された番号をそのまま入力してください。

B 審査区分識別

輸入申告等控情報の審査区分識別については、第5次NACCSでは3桁ですが、第6次NACCSから4桁に変更します。このため、仕掛かり中の申告情報を移行する際、審査区分識別を4桁に変換処理を行います。変換例については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コードについて」の「4. 審査区分識別」を参照してください。

C 識別符号・輸出入者コード（JASTPROコード・税関発給コード）

第6次NACCSでは、特定の業務において入力が必要とされていた「識別符号」が、全ての輸入申告関連業務で必須となり、加えて識別符号の種別変更も実施します。

「識別符号」欄（必須入力）

第5次NACCS		第6次NACCS	
コード	入力条件等	コード	入力条件等
1	個人から個人宛の貨物	1	法人（法人番号を有する者）
2	その他	2	法人番号を有しない者及び個人
		3	不明

第6次NACCSでは輸入者コード及び輸入引取者コードが、JASTPROコード等から、原則、法人番号に変更となりますので、移行処理において、第5次NACCSで入力されている輸入者コード等の法人番号への変換処理を実施します。この際、識別符号も輸入者コード等の変換と合わせて移行時に追加します。具体的な変換処理は次の表2のとおりとなります。移行後において、変換後の内容を必ず確認のうえ、輸入申告等を行ってください（例えば、変換後の法人番号は輸入者に付与された番号として間違っていないか、また識別符号との組み合わせは妥当か等を確認のうえ、輸入申告を実施してください。）。なお、JASTPROコード等と法人番号が紐付けされていない場合の対応等については、後述「Ⅶ. 移行前後の業務運用等について（その他）」「4. 法人番号対応について」の（1）②をご確認ください。

また、第5次NACCSにおいて識別符号欄の無い石油製品等移出（総保出）輸入申告関係業務における識別符号と輸入者コード等の変換処理は表3のとおりです。

【表2 輸入申告関係業務業務における変換処理】

第5次NACCS		移行	第6次NACCS	
識別 符号	輸入者コード欄 輸入引取者コード欄		識別 符号	移行後の輸入者コード欄 移行後の輸入引取者コード欄
空欄	輸入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
空欄	空欄	→	3	空欄※1※2
空欄	輸入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸出入者コードの12桁※2
1	空欄	→	2	空欄
1	個人保有のJASTPROコード	→	2	入力したJASTPROコードの12桁
1	個人保有の税関発給コード	→	2	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換
2	空欄	→	3	空欄※1
2	輸入者コード (法人番号紐付け有り)	→	1	法人番号17桁に変換
2	輸入者コード (法人番号紐付け無し)	→	3	入力した輸入者コードの12桁

※1 輸入者が法人番号を所持している場合、事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「1」に変更のうえ法人番号を入力してください。

※2 個人の輸入者については、必要に応じて事項登録の変更及び申告変更により識別符号を「2」に変更してください。

※1又は※2に該当し、申告変更を行う場合には、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

【表3 石油製品等移出（総保出）輸入申告関係業務における変換処理】

第5次NACCS		移行	第6次NACCS	
輸入者コード欄			識別 符号	移行後の輸入者コード欄
輸入者コード (法人番号紐付け有り)		→	1	法人番号17桁に変換
空欄		→	3	空欄※3
輸入者コード (法人番号紐付け無し)		→	3	入力した輸出入者コードの12桁
個人保有の税関発給コード		→	3	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換

※3 輸入者が法人番号を所持している場合、事項登録の変更又は申告変更で識別符号を「1」に変更のうえ法人番号を入力してください。申告変更を行う場合には、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

D 蔵置税関

第6次NACCS稼働と同時に実施される「申告官署の自由化」に伴い、第6次NACCSでは輸入申告等控情報に新規項目として「蔵置税関」欄を出力します。移行処理においては、仕掛かり中の申告データがある場合、一律、同欄には「申告あて先税関官署」を出力します。このため、認定通関業者による官署選択制を利用した申告、特別通関貨物、ワシントン条約に関する貨物の申告等、「通関蔵置場を管轄する税関官署」と「申告あて先税関官署」が異なる申告情報については、「蔵置税関」欄に対して、本来の通関蔵置場を管轄する税関官署と異なる官署が出力されることになります。上記ケースに該当し、第5次NACCS稼働中に輸入許可等が行われないことが想定される場合は、仕掛かり中とならないよう、第6次NACCS稼働後に事項登録業務及び申告業務を実施してください。

なお、「蔵置税関」を修正するための申告変更は必須としませんが、申告変更を行うことで本来の蔵置官署を払い出すことが可能です。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

【参考】 申告変更の方法について

「輸入申告変更事項呼出し（IDD）」業務・「輸入マニフェスト通関申告呼出し（MID）」業務で呼出した後、特に変更を加えず「輸入申告変更（IDE）」業務・「輸入マニフェスト通関申告変更（MIE）」業務を実施することにより、申告控等情報には実際の貨物蔵置場を管轄する蔵置税関が補完されます（次の表参照）。

第5次NACCS	第6次NACCSで対応方法
IDA等 （事項登録のみ）	IDC実施前にIDB及びIDAを実施して蔵置税関を入力控に出力させてください。
予備申告済み （予備申告中）	申告あて先官署が出力されるため、申告訂正を行ってください。申告訂正を行わない場合でもエラーになりませんのでご注意ください。
IDC等済 （申告中）	申告あて先官署が出力されるため、申告訂正を行ってください。申告訂正を行わない場合でもエラーになりませんのでご注意ください。

E 荷主セクションコード・荷主リファレンスナンバー

第6次NACCSからCCIS（※）向け「記事（荷主）用」欄の「＊」編集機能を廃止するため、第5次NACCSにおいて荷主の指示により「＊」と「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を「記事（荷主）用」欄に入力している場合は、第6次NACCSからは「荷主セクションコード」「荷主リファレンスナンバー」欄に入力してください。また、第5次NACCS稼働中に「記事（荷主）用」欄に「＊」と「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」を入力した仕掛かり中の申告が、第6次NACCS稼働後に輸入許可等となる場合は、CCISへの編集が行われません。したがって、CCISへの送信対象となる輸入申告については、仕掛かり中が発生しないようご注意ください。なお、

やむを得ず仕掛かり中となった状態で移行対象となった場合は、第6次NACCS稼働後に事項登録の変更又は申告変更を行い、「荷主セクションコード」及び「荷主リファレンスナンバー」欄に入力する必要があります。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

(※) 日本通関業連合会が運営する通関情報提供システム

F 原産地証明書識別（沖縄特免制度含む）

第6次NACCSから「原産地証明書識別」欄の桁数が4桁に変更となります。第5次NACCSで申告等中のデータについては、移行処理において、第5次NACCSで入力された「原産地コード」及び「原産地証明書識別」をもとに、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コード」の「3. 原産地証明書識別」のとおり変換処理を行います。

ただし、一部、変換できないケースがありますが、その場合は、変換せずに第5次NACCSの原産地証明書識別（1桁）の値の末尾にスペースを付与します。原産地証明書識別について変換処理が行われない（原産地証明書識別が1桁のままとなっている）場合は、第6次NACCS稼働後に事項登録の変更又は申告変更が必要となる場合があります。該当の場合は次の表のとおり4桁のコードに変更してから後続の業務を実施してください。インボイス・パッキングリスト仕分情報登録関係業務についても同様の対応をお願いします。なお、申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

移行後、原産地証明書識別が4桁に変更出来なかった場合における対応表

第5次NACCS	第6次NACCS	移行状況及び対処方法
IDA等事項登録のみ	IDC	IDC業務実施時にエラー。IDB、IDAで該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。
予備申告済（IDC等）	本申告起動	本申告起動時にエラー。申告変更をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。
IDC等済（申告中）※	申告中	税関での審査終了入力時にエラー。申告変更をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。
審査終了後（納付前）※	納付	税関でのRCC業務、MPN支払い時にエラー。申告変更をして該当する原産地証明書識別を4桁に変更してください。 ※一部領収済みの場合、RCC業務、マニュアル移行及び申告変更業務がエラーとなり特別な対応が必要となりますので、税関にご相談のうえ、税額の納付前に申告変更を実施してください。

(※) 蔵出輸入申告、移出輸入申告、総保出輸入申告に限る。

G 関税率区分コード

第6次NACCSの輸入申告等においては、バイEPA税率（二か国間）及びマルチEPA税率（多国間）が適用されている場合の関税率区分コードには「B（バイEPA税率）」又は「M（マルチEPA税率）」が出力されますが、第5次NACCSで事項登録が完了している状態又は仕掛中の申告で第6次NACCSに移行されたデータについての関税率区分には、「G（WTO協定税率）」と出力されます。ただし、実際の税率はバイEPA、マルチEPAが適用されて計算されていますので、当該輸入申告等に関しては、**第6次NACCS稼働後に事項登録の訂正又は申告変更を行う必要はありません。**

なお、申告変更を行うことで本来の関税率区分を払出すことが可能です。申告変更を行う場合は、通常と同様に変更箇所について税関にご連絡をお願いします。

H 予備申告に係る検査指定票の出力契機

第6次NACCSにおいて、予備申告中に検査指定された場合、当該検査指定を行った時点で検査指定票を出力する仕様に変更しますが、第5次NACCSから移行された場合は、従来同様、本申告時点で出力されます。

（3）出力帳票

第5次NACCSで輸入申告を行い、第6次NACCSで許可となった場合において、許可通知情報等の帳票は、第6次NACCSのフォーマットで出力されます。

（4）マルチペイメントネットワーク（MPN）納付関係

システム移行中は、MPN納付を行うことはできません。このため、第5次NACCS稼働中に輸入許可等が必要な場合は、平成29年10月7日（土）23：15までに納付を行ってください。

（5）担保

① 個別担保の提供に係る留意事項

第5次NACCS稼働中に輸入申告等に至らないことが見込まれる場合、当該申告に使用する個別担保の提供及び税関によるシステムへの担保登録は、第6次NACCS稼働後に行うことになります。

② 据置担保及び個別担保

第5次NACCSに登録されている据置担保は、第6次NACCSでもそのまま使用することができます。この場合、第5次NACCSサービス終了時点の残高を、第6次NACCSに移行します。また、同様に使用中の個別担保についても第6次NACCSに移行します。ただし、移行する担保の担保提供者コード及び担保利用可能者コードに

については、法人番号に変換処理を行いますので、第6次NACCSでこれらの担保を使用する場合は、変換後のコードを使用してください。変換処理については、別紙1「第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コード」を参照してください。

③ 担保使用可能官署の設定

第5次NACCSで登録された担保の「使用可能官署」の設定内容は、そのまま第6次NACCSに移行します。

(6) 一括納付書情報について

平成29年10月8日(日)に配信される「一括納付書情報」(月次管理資料)については、移行対象外であるため、第5次NACCSにおいて、パッケージソフト等を利用して10月17日(火)までに取得してください。

同情報の取出し等については、Ⅷ.「第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について【特別運用期間】」を参照してください。

(7) 修正申告関係及び関税等更正請求

第6次NACCSでは輸入者コード及び輸入引取者コードが、JASTPROコード等から、原則、法人番号に変更となりますので、移行処理において第5次NACCSで入力されている輸入者コード等を法人番号へ変換処理を実施します(次の表を参照してください)。なお、変換できない場合は、変換せずに第5次NACCSの値の末尾にスペースを付与し設定します。

第5次NACCS	第6次NACCS
申告者コード欄 請求者コード欄 輸入引取者コード欄	申告者コード欄 請求者コード欄 輸入引取者コード欄
輸出入者コード(法人番号紐付け有り)	法人番号17桁に変換
空欄	空欄※1
輸出入者コード(法人番号紐付け無し)	入力した輸出入者コードの12桁
個人保有の税関発給コード	先頭「C」の税関発給コード17桁に変換

※1 申請者、請求者又は輸入引取者が法人番号を所持している場合、事項登録の訂正で法人番号を入力してください。

V. 移行前後の業務運用等について(関係省庁関連)

1. 関係省庁業務の移行時間等について

NACCS更改に伴い、関係省庁業務（港湾サブシステム、輸入食品監視支援業務、植物検疫関連業務、動物検疫関連業務、医薬品医療機器等申請業務、輸出証明書等発給申請業務及び貿易管理サブシステム）についても移行処理等が必要となるため、オンライン業務はすべて利用不可となります。移行処理等に伴って各業務が利用不可となる時間等は、次の表のとおりとなります。

業務名等	業務停止・ 終了日時	業務開始日時
港湾サブシステム	10月 7 日 (土)	
乗員上陸許可支援システム	18 : 00	
輸入食品監視支援業務	10月 7 日 (土) 23 : 15	10月 8 日 (日) 05 : 00
植物検疫関連業務		
動物検疫関連業務		
医薬品医療機器等申請業務		
輸出証明書等発給申請業務		
貿易管理サブシステム		10月 8 日 (日) 13 : 00

2. 移行前後の留意事項等

第5次NACCSに登録されている届出・申請等の情報は、原則全て第6次NACCSへ移行し、第6次NACCSで後続処理を行うことを可能としていますが、移行処理を円滑に行うため、第5次NACCSで行った届出・申請等は、可能な限り第5次NACCSで手続を終了していただきますようお願いします。

なお、一部関係省庁業務においては対応が異なりますので、以下の内容をご確認いただき、対応をお願いします。

(1) 港湾サブシステム

海上入出港、港湾関連業務を提供する港湾サブシステムは、第6次NACCS稼働に合わせてNACCS本体への統合を行なうため、平成29年10月7日(土)18:00からシステムを停止し、移行処理を実施します。

当該移行時における海上入出港、港湾関連業務に関する留意事項等の詳細については、VI. 2. を参照してください。

(2) 輸入食品監視支援業務

第5次NACCSで処理中の輸入食品監視支援業務に係る関連データについては、全て第6次NACCSに移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ、届出中のデータ等は全て第6次NACCSにおいても継続して利用することが可能となります。なお、輸入者コードについては、移行処理の際、法人番号との紐付け情報に基づきコード変換した値を設定しますのでご注意ください。ただし、紐付け情報が無く、コード変換ができない場合は、変換せずに第5次NACCSの値の末尾にスペースを付与し設定します。

(3) 植物検疫関連業務

第5次NACCSで処理中の植物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第6次NACCSに移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。なお、荷受人コードは、法人番号との紐付け情報に基づきコード変換した値を設定しますのでご注意ください。ただし、紐付け情報が無く変換ができない場合は、変換せずに第5次NACCSで入力した値を設定します。

(4) 動物検疫関連業務

第5次NACCSで処理中の動物検疫関連業務に係る関連データについては、全て第6次NACCSに移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ等は全て更改後においても継続して利用することが可能となります。なお、荷受人コードは、法人番号との紐付け情報に基づきコード変換した値を設定しますのでご注意ください。なお、紐付け情報が無く変換ができない場合は、変換せずに第5次NACCSで入力した値を設定します。

(5) 医薬品医療機器等申請業務

① 医薬品医療機器等輸入報告関連

イ 移行対象データ

医薬品医療機器等輸入報告業務に関しては、第5次NACCSで受理済みとなっている情報のみを移行します。したがって、更改前に行った事項登録中のデータ及び申請済みで審査中の医薬品医療機器等輸入報告の情報等は、移行対象外となります。第6次NACCS稼働後に継続して利用することができませんのでご注意ください。なお、第6次NACCSのサービス開始後に、あらためて「医薬品医療機器等輸入報告事項登録（POA）」業務から再実施する必要があります。

ロ 入力欄数の制限

「医薬品医療機器等輸入報告事項登録（POA）」業務に係る輸入品目名称について、第5次NACCSでは1届出あたり最大100欄まで入力可能ですが、第6次NACCSか

ら1届出あたり最大5欄までの入力となります。移行処理においては、第5次NACCSで入力された最初の5欄までのみを移行し、6欄以降は移行対象外となります。このため、移行時における運用の混乱を避けるため、平成29年9月1日（金）以降は、5欄（5品目）を超える輸入品目については、第5次NACCSにおいても報告単位を分割して申請してください。

② 医薬品医療機器等輸出用届出関連

「医薬品医療機器等輸出用届出関連（PTA）」業務に係るデータは、全て第6次NACCSに移行します。ただし、第6次NACCS稼働後は、事前に利用者情報登録を行う「医薬品医療機器等利用者情報登録（PYA）」業務に次の項目が追加されますので、移行された届出の審査の際に、PYA業務による項目の追加が必要となります。したがって、第5次NACCSで審査が終了しないと思われる届出は、第6次NACCS稼働後に、PYA業務により、追加となった次の項目を登録した上で、PTA業務を行ってください。

【PYA業務における追加項目】

- a. 担当者氏名
- b. 担当者電話番号
- c. 主たる機能を有する事務所又は製造所名称
- d. 主たる機能を有する事務所又は製造所所在地

③ 医薬品医療機器等利用者情報登録

第5次NACCSにおいて「医薬品医療機器等利用者情報登録（PYA）」業務による登録又は変更を行う場合は、平成29年10月6日（金）12:00までに実施してください。この時間を過ぎた場合は、第5次NACCSでの厚生局の確認が行われませんので、第6次NACCSのサービス開始後に実施する必要があります。なお、前述のとおり、第6次NACCSのPYA業務では項目追加を行いますので、急を要しない場合は、第6次NACCS稼働後に同業務を行っていただければ、二度手間が発生しません。

（6）輸出証明書等発給申請業務

第5次NACCSにおいては平成29年10月7日（土）23:15まで実施可能です。なお、第6次NACCSにおいては、翌8日（日）05:00から実施可能となります。

（7）貿易管理サブシステム

貿易管理サブシステムについては、第6次NACCS稼働後も引続きサブシステムとして継続し、特段の業務仕様の変更等も発生しませんので、これまでどおりご利用いただけます（ただし、第6次NACCS用のパッケージソフトをご利用いただく必要があります。）。なお、第6次NACCSとの接続作業等が必要となるため、平成29年10月7日（土）23:15から翌8日（日）13:00までの間、システムを停止しますので、ご留

意ください。

(8) 乗員上陸許可支援システム

法務省入国管理局の乗員上陸許可支援システムについては、平成29年10月7日（土）18：00から翌8日（日）05：00の間はシステムを停止します。なお、移行処理に伴う留意事項等の詳細につきましては、VI. 2. （2）を参照ください。

VI. 移行前後の業務運用等について(入出港関連)

1. 航 空

(1) 入出港関連業務に係る関係情報の移行

航空における入出港関係情報については、第5次NACCSの情報を全て第6次NACCSに移行しますので、留意事項はありません。なお、停止時間帯に離発着する航空機に係る入出港関係手続きの取扱いについては、あらかじめ関係行政機関にご相談ください。

(2) 乗組員・旅客氏名表報告情報に係る運用

乗組員氏名表(NLR)及び旅客氏名表(PLR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

① 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、NLR及びPLRについて、航空通信情報網を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口までご相談ください。

② 乗組員氏名表登録(NLR01)／旅客氏名表登録(PLR01)業務での報告

パッケージソフトを利用してNLR01業務及びPLR01業務により報告を行う場合は、第5次NACCSサービス終了までに事前報告を行ってください。

なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第5次NACCSサービス終了前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

③ 航空通信情報網(SITA・ARINC)を利用した報告

航空通信情報網を利用してNLR及びPLRの提出を行っている場合には、NACCSの停止時間を意識いただく必要はありませんので、通常どおり報告を行ってください。なお、NACCSのシステム停止時間帯に送信されたPLR、NLRについては、第6次NACCS稼働開始後に送信が再開されます。

④ 旅客予約記録に係る運用

旅客予約記録(PNR)の事前報告に関しては、以下の点にご留意ください。

イ 共通事項

システム更改前後において新規就航(就航空港の追加を含む)する予定の航空会社があり、PNRでの事前報告を航空通信情報網を利用して提出する予定がある場合は、税関への申し出とシステム設定が必要となりますので、あらかじめ各空港の税関窓口

までご相談ください。

ロ 「旅客予約記録情報登録（PNR01）」業務での報告

パッケージソフトを利用してPNR01業務により報告を行う場合は、第5次NACCSサービス終了までに事前報告を行ってください。なお、システム停止時間中に報告期限となる場合は、第5次NACCSサービス終了前までに事前報告を行っていただくか、当該報告を行うことが困難な場合は、マニュアルにより対応してください。

ハ 航空通信情報網（ARINC）を利用した報告

航空通信情報網を利用してPNRの送信を行っている場合には、特段NACCSの停止時間を意識いただく必要はありません。通常どおり報告を行ってください。

なお、NACCSのシステム停止時間帯に送信されたPNRについては、第6次NACCS稼働開始後に送信が再開されます。

【参 考】

乗組員氏名表（NLR01）、旅客氏名表（PLR01）、旅客予約記録（PNR01）情報の航空通信情報網による提出については、第5次NACCSでは平成29年10月7日（土）23：00で各情報の受信を一旦停止し、翌8日（日）05：00以降に受信を再開します。このため23：00から05：00までの間の情報は、第6次NACCS稼働後に航空通信情報網によりまとめて送信が行われることとなります。

したがって、システム停止時間帯においては、航空通信情報網により報告された場合に、航空会社に出力している処理結果通知等は出力されませんので、あらかじめご了承ください。

2. 海 上

（1）港湾サブシステムの停止に伴う業務制限

港湾サブシステムの停止に伴い、第5次NACCSにおける海上入出港関連業務については、「平成29年10月7日（土）18：00から翌8日（日）05：00（予定）」の間、全て利用不可となりますのでご注意ください（ただし、「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請（APA）」業務については、10月7日（土）17：00から利用不可。）。

なお、当該時間帯に入出港する船舶に係る入出港関係手続きの取扱いについては、あらかじめ関係行政機関にご相談ください。

- ①「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請（APA）」業務
- ②「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請呼出し（APB）」業務
- ③「不開港出入許可申請（CPC）」業務
- ④「届出申請一覧呼出し（CRW01）」業務
- ⑤「届出申請情報照会（CRW02）」業務

- ⑥「乗員上陸許可申請（C R W 0 3）」業務
- ⑦「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請照会（I A P）」業務
- ⑧「船舶・航空機資格変更届照会（I K P）」業務
- ⑨「不開港出入許可申請照会（I P P）」業務
- ⑩「船舶管理情報照会（I V C）」業務
- ⑪「入出港日別一覧照会（I V D）」業務
- ⑫「船舶コード照会（I V K）」業務
- ⑬「入出港届等照会（I V S）」業務
- ⑭「船舶基本情報登録（内航船）（J B X）」業務
- ⑮「船舶基本情報訂正（内航船）（J B Y）」業務
- ⑯「船舶基本情報訂正呼出し（内航船）（J B Y 1 1）」業務
- ⑰「入港届等（内航船）（J I T）」業務
- ⑱「入港届等呼出し（内航船）（J I T 1 1）」業務
- ⑲「移動届（内航船）（J M R）」業務
- ⑳「移動届呼出し（内航船）（J M R 1 1）」業務
- ㉑「出港届等（内航船）（J O T）」業務
- ㉒「出港届等呼出し（内航船）（J O T 1 1）」業務
- ㉓「入港前統一申請等（内航船）（J P T）」業務
- ㉔「入港前統一申請等呼出し（内航船）（J P T 1 1）」業務
- ㉕「申請状態確認（J S S）」業務
- ㉖「ファイル申請（K F T）」業務
- ㉗「入港料減免・還付申請（K I T）」業務
- ㉘「入港料減免・還付申請呼出し（K I T 1 1）」業務
- ㉙「陸側施設使用許可申請（K L T）」業務
- ㉚「陸側施設使用許可申請呼出し（K L T 1 1）」業務
- ㉛「船舶運航動静通知（K M T）」業務
- ㉜「船舶運航動静通知呼出し（K M T 1 1）」業務
- ㉝「船舶・航空機資格変更届呼出し（K P C）」業務
- ㉞「船舶・航空機資格変更届（K P C 0 1）」業務
- ㉟「海側施設使用許可申請（K S T）」業務
- ㊱「海側施設使用許可申請呼出し（K S T 1 1）」業務
- ㊲「とん税等納付申告（T P C）」業務
- ㊳「船舶基本情報登録（V B X）」業務
- ㊴「船舶基本情報訂正（V B Y）」業務
- ㊵「船舶基本情報訂正呼出し（V B Y 1 1）」業務
- ㊶「船舶管理情報登録（V C A）」業務
- ㊷「入港届等B（V I T）」業務
- ㊸「入港届等B呼出し（V I T 1 1）」業務
- ㊹「入港届等（V I X）」業務
- ㊺「移動届（V M R）」業務

- ④⑥「移動届呼出し（VMR 1 1）」業務
- ④⑦「出港届等B（VOT）」業務
- ④⑧「出港届等B呼出し（VOT 1 1）」業務
- ④⑨「出港届等（VOX）」業務
- ⑤⑩「入港前統一申請B（VPT）」業務
- ⑤⑪「入港前統一申請B呼出し（VPT 1 1）」業務
- ⑤⑫「入港前統一申請（VPX）」業務
- ⑤⑬「船舶運航情報登録（VTX 0 1）」業務
- ⑤⑭「乗組員情報登録（VTX 0 2）」業務
- ⑤⑮「旅客情報登録（VTX 0 3）」業務
- ⑤⑯「船用品情報登録（VTX 0 4）」業務
- ⑤⑰「船舶運航情報登録呼出し（VTX 1 1）」業務
- ⑤⑱「乗組員情報登録呼出し（VTX 1 2）」業務
- ⑤⑲「旅客情報登録呼出し（VTX 1 3）」業務
- ⑤⑳「船用品情報登録呼出し（VTX 1 4）」業務

（注）第5次NACCS稼働中に申請された港湾管理者業務（②⑦～③⑥業務）情報については、第6次NACCSでは参照できません。したがって、第5次NACCS稼働中に審査中となるような仕掛け情報を無くすよう、申請手続きを実施いただくようお願いします。

（2）乗員上陸許可支援システムの停止に伴う業務制限

法務省の乗員上陸許可支援システムについて、（1）と同様、「平成29年10月7日（土）18：00から翌8日（日）05：00」の間はシステム停止となります。以下の入国管理局に対する申請手続き等も全て利用不可となりますので、ご注意ください。また、当該時間帯における入国管理手続きの取扱いについては、あらかじめ入国管理局にご相談ください。

- ①「届出申請一覧呼出し（CRW 0 1）」業務：IVS・WVS業務へ統合
- ②「届出申請情報照会（CRW 0 2）」業務：IVS・WVS業務へ統合
- ③「乗員上陸許可申請（CRW 0 3）」業務：VPX・WPT業務へ統合

（注）③のとおり、「乗員上陸許可申請（CRW 0 3）」業務については、第6次NACCSにて「入港前統一申請（VPX、またはWPT）」業務へ統合となるため、第5次NACCS稼働中に申請され審査終了まで行われていない「乗員上陸許可申請（CRW 0 3）」情報は移行対象外となります。

第6次NACCS稼働後に審査終了となる可能性が高い場合は、第5次NACCSでは同業務を実施しないようお願いします。

(3) 指定地外交通許可申請情報について

① 「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請（APA）」業務の業務禁止

APA業務については、平成29年10月7日（土）17：00から業務禁止となります。

② 指定地外交通許可申請情報の出力電文形式変更に伴う留意点

指定地外／船陸／船舶間交通許可通知情報等については、第5次NACCSで申請中となっているデータについては移行の対象外となります。このため、第5次NACCS稼働中に、税関による「指定地外／船陸／船舶間交通許可申請審査終了（APZ）」業務が行われることが確実な場合を除き、仕掛かりとなる申請は実施しないようお願いいたします。なお、第6次NACCSへの更改を機に、処理結果電文（出力電文）の出力形式がEXC型からEXZ型に変更します。

【参考：EXC型からEXZ型に変更となる対象電文】

- ・指定地外／船陸／船舶間交通許可通知情報（AAA1070／SAA1070）
- ・指定地外／船陸／船舶間交通取消確認通知情報（AAA1080／SAA1080）

(4) 照会業務における申請状態（ステータス）の変換処理

以下の照会業務で確認可能な申請状態については、第6次NACCSから文言等の変更が行われます。これに伴い、移行処理において、現状の申請状態を第6次NACCSの申請状態の文言等に次の表のとおり変換処理を実施します。

第5次NACCS			第6次NACCS		
照会業務	申請状態	申請状態 (日本語)	照会業務	申請状態	申請状態 (日本語)
JSS	1	送信待ち	IVS,WVS	1	送信済
JSS	2	送信(送信中)			
JSS	3	送信(配信失敗)	—	—	—
JSS	4	送信(配信)	IVS,WVS	1	送信済
JSS	5	送信(受信)			
JSS	6	回答(受理)	IVS,WVS	6	受理
JSS	7	回答(不受理)	IVS,WVS	7	不受理
JSS	8	回答(許可)	IVS,WVS	8	許可
JSS	9	回答(条件付許可)	IVS,WVS	9	条件付許可
JSS	A	回答(決定)	IVS,WVS	A	決定
JSS	B	回答(不許可)	IVS,WVS	B	不許可
JSS	C	回答(指定)	IVS,WVS	C	指定
JSS	D	回答(無線検疫結果通知書)	IVS,WVS	D	無線検疫結果通知書
JSS	E	回答(検疫済証)	IVS,WVS	E	検疫済証
JSS	F	回答(受付完了)	IVS,WVS	F	受付完了
JSS	G	回答(受付不能)	IVS,WVS	G	受付不能
JSS	H	回答(指示書)	IVS,WVS	H	指示書
JSS	I	回答(勧告書)	IVS,WVS	I	勧告書
JSS	J	回答(仮検疫済証)	IVS,WVS	J	仮検疫済証
JSS	K	回答(受付)	IVS,WVS	K	受付

第5次NACCS			第6次NACCS		
照会 業務	申請 状態	申請状態 (日本語)	照会 業務	申請 状態	申請状態 (日本語)
JSS	L	回答(通報不備)	IVS,WVS	L	通報不備
JSS	N	回答(取消)	IVS,WVS	N	取消
CRW01	10	受付	IVS,WVS	0	受付済
CRW01	20	審査終了	IVS,WVS	P	審査終了済
CRW01	30	訂正依頼	IVS,WVS	Q	訂正依頼済
CRW01	40	取下	IVS,WVS	R	取下済

(5) 過去申請情報の呼出し、訂正及び照会関係業務の制限

過去申請情報の参照可能期間等については、第5次NACCSの30日から第6次NACCSでは63日に延長となりますが、第6次NACCSサービス開始日時点では、現行保持期間分のみ情報が移行されることから、以下の業務は平成29年9月9日(土)以降に実施した情報が利用可能となりますので、ご注意ください。

- ①「入港届等(VIX/WIT)」業務
- ②「移動届(VMR/WMR)」業務
- ③「出港届等(VOX/WOT)」業務
- ④「入港前統一申請(VPX/WPT)」業務
- ⑤「入港届等呼出し(VIX11)」業務
- ⑥「移動届呼出し(VMR11)」業務
- ⑦「出港届等呼出し(VOX11)」業務
- ⑧「入港前統一申請呼出し(VPX11)」業務
- ⑨「入港料減免・還付申請(WER)」業務
- ⑩「船舶運航動静通知(WMT)」業務
- ⑪「海側施設使用許可申請(WST)」業務
- ⑫「陸側施設使用許可申請(WLT)」業務
- ⑬「入出港届等照会(IVS)」業務
- ⑭「書類状態確認(WVS)」業務

(6) 港湾管理者業務(K業務)のデータ移行について

港湾管理者業務(K業務)に係る申請情報データについては、移行対象外となります。第5次NACCSで実施した業務の後続となる呼出・訂正業務は、第6次NACCSでは実施できませんのでご注意ください。したがって、第5次NACCSで業務処理の完結が困難と思われる場合は、第6次NACCS稼働後に手続を実施いただくようお願いします。

注：「書類状態確認(WVS)」業務にて申請状態を確認することは可能ですが、詳細内容を確認することはできません(第5次NACCSで実施したK業務による届出及び申請データについては、第6次NACCSの番号体系ではなくKから始まる番号のまま表示されます。))。

(7) 乗組員情報、旅客情報、船用品情報について

乗組員情報、旅客情報、船用品情報については移行対象外となります。第6次NACCS稼働後に入出港する予定の船舶に関しては、第5次NACCS稼働中には各情報の登録を実施せず、第6次NACCS稼働後に登録を行ってください。

なお、第6次NACCSでは、運航情報（航海番号の入力が必須）と紐付く乗組員情報、旅客情報、船用品情報の登録を行うこととなります。

(8) 回答通知情報のWebNACCSへの配信等

第5次NACCSでNACCSパッケージソフトを利用して次の対象業務の申請を行い、申請に対する回答が第6次NACCS稼働後となる場合で、稼働後はWebNACCS業務のみを行う利用者に対しては、WebNACCSで回答通知の帳票等を取り出すこととなりますので、ご注意ください。

- ①「入港前統一申請B（VPT）」業務
- ②「入港届等B（VIT）」業務
- ③「出港届等B（VOT）」業務
- ④「入港前統一申請等（内航船）（JPT）」業務
- ⑤「入港届等（内航船）（JIT）」業務
- ⑥「移動届（内航船）（JMR）」業務
- ⑦「出港届等（内航船）（JOT）」業務
- ⑧「入港料減免・還付申請（KIT）」業務
- ⑨「船舶運航動静通知（KMT）」業務
- ⑩「海側施設使用許可申請（KST）」業務
- ⑪「陸側施設使用許可申請（KLT）」業務

なお、上記業務のうち、第5次NACCSで申請した外航船B業務（①～③）については、第6次NACCS稼働後、パッケージソフト又はWebNACCS（IVS業務又はWVS業務）により照会が可能です。内航船業務（④～⑦）及びK業務（⑧～⑪）については、第6次NACCSパッケージソフト（IVS業務）による照会はできません。

(9) 「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務における過去情報の利用

「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務については、第6次NACCSから「入港前統一申請（VPX、またはWPT）」業務に統合します。現行システムで実施した「乗員上陸許可申請（CRW03）」業務の過去情報は移行対象外となっているため、第6次NACCS稼働開始後は、現行システムで実施された過去情報の再利用ができませんのでご注意ください。

(10) 船舶基本情報の保存期間について

第6次NACCSでは内航船、外航船共に、船舶基本情報の保存期間は1年となります。また、起算日は一律移行当日の平成29年10月8日（日）です。

VII. 移行前後の業務運用等について(その他)

1. 随時報作成依頼情報

第5次NACCSでの随時報作成の依頼に係る情報は、第6次NACCSに移行しますので、第6次NACCS稼働後に改めて随時報作成依頼情報登録・変更業務を実施してください。

なお、移行前日の平成29年10月7日(土)は、随時報作成依頼情報登録・変更業務を18:00をもって停止します。第5次NACCSがサービスを終了するまでに処理されなかった随時報作成依頼情報が残っている場合は、NACCSセンターから該当する利用者へ連絡します。また、移行日となる10月8日(日)に実施された場合、検索等結果は、翌日9日(月)09:00以降に送信します。

2. 管理資料情報

平成29年10月8日(日)に配信される10月7日(土)までの第5次NACCSから提供される日報、月報及び廃止となる管理資料の情報は、第6次NACCSでは取得できません。該当する管理資料の取出し等については、後述Ⅷ.「第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について【特別運用期間】」を参照してください。

なお、移行に伴う管理資料の作成・提供等については、別紙2「第5次NACCSから第6次NACCSへの移行に伴う管理資料の作成について」を参照してください。

3. 滞留電文(配信電文・障害電文・メール電文)

第5次NACCSで発生した滞留電文(配信電文・障害電文・メール電文)は、第6次NACCSへ移行しませんので、次のいずれかの方法により第5次NACCSにて取り出ししてください。

- (1) 第5次NACCSサービス終了(平成29年10月7日(土)23:15)までに取出しを行う。
- (2) 第5次NACCSの特別運用期間(平成29年10月8日(日)から17日(火))中に取出しを行う(後述Ⅷを参照ください。)。

4. 法人番号対応について

- (1) JASTPRO及び税関発給コードの取扱いについて

第6次NACCS稼働後、法人番号を保持する者に係る輸出入貨物の輸出入申告業務等における「輸出入者コード」欄には、原則として法人番号17桁(法人番号13桁+枝番4桁)を入力することとなります。ただし、JASTPROコード又は税関発給コードに関して、法人番号との1対1の紐付けが行われている場合は、従来どおり入力可能としています。なお、JASTPROコード等と法人番号の紐付け状況については、[NACCS掲示板]―[輸出入者コード表]を参照いただくか、「輸出入者情報照会(IIE)」業務で確認可能となります。

① 法人番号と紐付けが行われている場合

J A S T P R Oコード及び税関発給コードのうち、法人番号との1対1の紐付けが行われている場合は、「輸出入申告事項登録（E D A、I D A）」業務等において、「輸出入者コード」欄に当該J A S T P R Oコード又は税関発給コードを入力することが可能となります。この場合、法人番号との紐付け情報に基づき、入力控の「輸出入者コード」欄には紐付く法人番号が表示され、新規出力項目の「輸出者（入力）」及び「輸入者（入力）」欄に参考情報として事項登録時に入力したJ A S T P R Oコード又は税関発給コードが表示されます。

② 法人番号と紐付けが行われていない場合

法人番号との紐付けが行われていない場合、J A S T P R Oコード又は税関発給コードの入力は不可となります。この場合は、「輸出入者コード」欄に法人番号を入力の上、名称、住所等を全て入力していただく必要があります。

（注）紐付け登録を行わない場合、E D A業務やI D A業務等を実施した際、英文の名称及び住所の自動補完（表示）の他、以下のN A C C Sの便利機能がご利用になれませんのでご注意ください。

- ・ 包括保険の登録
- ・ リアルタイム口座の登録
- ・ N A C C Sを利用している輸出入者への許可書等の配信機能

③ 法人番号を保持しない個人等の場合

法人番号を保持しない個人等の場合は、J A S T P R Oコード及び税関発給コードを引き続き利用することになります。

【J A S T P R Oコードの場合】

入力控の「輸出入者コード」欄には、入力したJ A S T P R Oコードがそのまま出力されます。

【税関発給コードの場合】

既存の12桁の税関発給コードを入力した場合、入力控の「輸出入者コード」欄には、先頭に「C0000」を付与した17桁に変換され出力されます。なお、更改後も従来の12桁での入力も可能です。

例：第5次N A C C Sコード体系（12桁）⇒ 第6次N A C C Sコード体系（17桁）
10000ZZ3-0000 ⇒ C000010000ZZ3-0000

なお、更改後も法人番号を持たない個人等に関しては、税関発給コードの発給が継続されますが、個人等向けの税関発給コードの番号体系は、次のとおり17桁に変更となります。

例：コードの先頭が「C」で17桁：C000010000ZZ1-0000

(2) 第6次NACCSにおける税関発給コードの取扱いについて

税関では、法人番号を保持する者に対する新規の税関発給コードの発給は行いません。また、税関発給コードに登録された名称及び住所等に変更があった場合でも登録内容についての更新手続きは行われません。

このため、NACCSでは、名称変更等が行われた税関発給コードに紐付く法人番号に関して、国税庁の法人番号システムから「社名変更」等の情報が送信されてきた時点で該当する税関発給コードについて「名称無効化」情報を登録します。「名称無効化」の登録が行われた場合は、「輸出入者情報照会（IIE）」業務の「名称無効表示」欄に「*」が表示されます。

① 無効化された場合

税関発給コード又はそれに紐付く法人番号を利用して「輸出入申告事項登録（EDA、IDA）」業務等を実施した場合、英文の名称及び住所は自動補完されないため、すべて手入力をしていただく必要があります。

② 無効化された法人番号について名称及び住所を自動補完（表示）したい場合

税関の税関発給コード担当に対して「税関発給コード削除申請」を提出した後、新たにJASTPROコードの発給申請を行い、かつ、当該申請時に必ず法人番号との紐付け登録手続きを行ってください。当該作業を実施することにより、法人番号を入力した際、従来どおり、社名・住所の自動補完が行われます。

(3) 移行期におけるJASTPROコードのNACCSへの登録時期について

通常、既存コードと法人番号との紐付け情報及び新規取得したコードのNACCSへの登録は、JASTPROで登録完了された日の2営業日後にNACCSに登録されますが、第6次NACCS稼働前の移行期においては以下のスケジュールにて登録をしますのでご注意ください。

JASTPROでの登録完了日	NACCS登録日
9月28日	10月2日
9月29日～10月10日	10月12日
10月11日	10月13日

なお、平成29年10月8日（日）のNACCS更改時には、平成29年9月19日（火）時点の法人番号との紐付け情報で移行処理を行い、平成29年9月20日（水）～10月7日（土）の紐付け情報については移行処理を行わない予定ですのであわせてご注意ください。

5. 海上・航空共用化について

第6次NACCSでは、海上システムによる航空貨物の取扱い機能を廃止し、海上貨物は海上システムで、航空貨物は航空システムで処理することとしています。

海上システムでNACCSをご利用いただいている保税蔵置場、通関業のご利用様が第6次NACCSで航空貨物を取扱う場合には、利用契約のシステム区分を「海上」から「共用」に変更するなどの「海上・航空共用」の手続きが必要となります。

(1) 海上・航空共用蔵置場における対応

海上・航空共用の手続きを終えた海上・航空共用蔵置場においては、第6次NACCSへのデータ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務が実施可能です。

なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれており、輸入申告前又は輸出申告前の場合は、当該データについて、あらためて航空システムで再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することが可能です。具体的な取扱いについては、別紙3「移行データの取扱いに係る留意点」をご確認ください。なお、航空システムによる再処理が必要となりますので、第5次NACCSの運用期間中に後続業務も含めてNACCS業務が完結するようご協力をお願いいたします。

(2) 海上システムのみ参加の蔵置場及びシステム不参加蔵置場における対応

移行データを利用しての後続業務の実施は制限的であり、また、マニュアルでの搬入確認や輸出入申告とならざるを得ない場合があることから、第5次NACCSの運用期間中に後続業務も含めてNACCS業務が完結するようお願いします。

なお、移行前後における具体的な取扱い（業務への影響）については、別紙3「移行データの取扱いに係る留意点」をご確認ください。

VIII. 第6次NACCSサービス開始後の第5次NACCSのオンライン稼働について【特別運用期間】

平成29年10月8日（日）に配信される管理資料（10月7日（土）までの第5次NACCSから提供される日報、月報及び廃止となる情報）は、移行対象外となります。これら管理資料の取出しを行うため、第6次NACCSサービス開始後に第5次NACCSを一定期間、特別運用として稼働します。当該期間中は第5次NACCSで発生した滞留電文（配信電文・障害電文・メール電文）の取出しも行うことができます。

利用者の皆様は、特別運用期間において、必要な管理資料及び滞留電文の取出しを終えるまでは、第5次NACCSが利用可能な環境（第5次NACCS用パッケージソフトもアンインストールせず、そのままご利用いただく必要があります。）を維持するようお願いいたします。なお、特別運用は、あくまでも管理資料、滞留電文の取出しを目的として稼働するものですので、通常のオンライン業務は全て利用できません。

1. 特別運用期間

第5次NACCSの特別運用期間は、次のとおりとなります。

平成29年10月8日（日）07：00 から 同年10月17日（火）18：00

2. 第5次NACCSで作成する管理資料の配信等

対象となる管理資料（日報・月報・週報）は、第6次NACCS稼働後、平成29年10月8日（日）に第5次NACCSで作成し配信しますので、特別運用期間中に、必ず第5次NACCS用パッケージソフトの「業務（J）＞管理資料情報（T）【取出（T）】」等により、第5次NACCSに接続しているパソコン等から取出しを行ってください。すべての管理資料の取出しが可能になるのは、10月8日（日）18：30以降となります。

3. 第5次NACCSで発生した滞留電文

第5次NACCSで発生した滞留電文（配信電文・障害電文・メール電文）について、保存期間は発生した日から7日間となっていますが、特別運用期間中は削除されませんので、7日間経過した後でも取り出すことが可能です。特別運用期間中に、必ず第5次NACCSに接続しているパソコン等から取出しを行ってください。

NACCS＜移行後の管理資料等の取出し可能日時＞

	10/8(日)	～	10/17(火)
第5次NACCSで作成する月報等	☆（利用者コード毎に作成） 取出し可能日時 (10/8（日）07：00～10/17（火）18：00)		
滞留電文	取出し可能日 (10/8（日）07：00～10/17（火）18：00)		

4. 特別運用期間中における利用料金について

第5次NACC S特別運用期間中における利用料金については、次のとおり取り扱うこととなりますので、ご注意ください。

(1) 利用料金

特別運用期間中においては、管理資料取出し及び滞留電文等取出しのみが可能となっていますので、利用料金の課金は行われません。

(2) 回線使用料

① 第5次NACC Sと第6次NACC Sで回線種別を変更（切替）する場合の対応

第5次NACC S最終日まで64K等の専用回線を利用しているご利用者が、第6次NACC S稼働日から1M等の専用回線に切り替える場合が該当します。

この場合、特別運用期間中は、第5次NACC Sで使用している64K等の回線を利用して管理資料取出しを実施いただくこととなります。

イ 第5次NACC Sで使用している64K等の専用回線については、平成29年10月7日（土）までの利用として回線廃止の手続きを必ず実施してください。10月1日（日）から7日（土）分の回線使用料については、日割計算により請求させていただきます。

ロ ただし、平成29年10月7日（土）をもって回線廃止の手続きを取った場合でも、10月17日（火）までは64K等専用回線の利用を可能とし、10月8日（日）から17日（火）分の回線使用料については無料とします。

【重要】第5次NACC Sで利用し、第6次NACC Sでは使用する予定のない64K等専用回線について、平成29年10月7日（土）をもって利用廃止とする手続きが行われなかった場合、10月8日（日）以降も通常どおり回線使用料を請求させていただくこととなりますので、確実に廃止手続を行ってください。

② ダイヤルアップ回線、D/I回線廃止に伴う対応

第5次NACC Sでダイヤルアップ回線、D/I回線を利用しているご利用者で、第6次NACC Sでは他の専用回線等に切り替える場合は、次のとおりとなります。なお、特別運用期間中は、旧回線を利用して管理資料取出し等を行うことも可能です。

イ 第6次NACC Sで提供廃止となるダイヤルアップ回線、D/I回線については、平成29年10月1日（日）から7日（土）分の回線使用料を日割計算により請求させていただきます。

ロ 平成29年10月7日（土）をもって回線廃止の手続きを取った場合であっても、10月17日（火）まではダイヤルアップ回線等の利用を可能とし、10月8日（日）から17日（火）

の間の回線使用料については無料とします。ただし、ダイヤルアップ回線のうち、利用可能時間 3 時間までの基本料金を利用契約で選択し、平成29年10月に 3 時間を超えて利用があった場合は、10月 8 日（日）から17日（火）までの利用に関しても従量料金が発生しますのでご注意ください。

（注）ダイヤルアップ回線について「基本＋従量」を選択している場合、平成29年10月分はメールボックス数分の基本料金を課金します。

IX. その他

1. 第6次NACCS用ログインパスワードについて

第6次NACCS用ログインパスワードは、総合運転試験期間中に「利用者情報登録(URY/URYOW)」業務により変更したパスワードをそのまま利用してください。

【重要！】

平成29年4月16日時点の第5次NACCSのパスワード(4月16日以降に利用開始した利用者IDについては利用開始時のパスワード)を仮パスワードとして設定しています。

第6次NACCSでは、仮パスワードをURY/URYOW業務で本番用パスワードに変更しない限り、オンライン業務を実施することができません。

また、URY業務を総合運転試験期間中に実施しなかった場合、移行後の「時刻起動業務」や「自動起動業務」がエラー終了し、後続処理が実施できません。

必ず、総合運転試験フェーズIV終了(10月4日(水)19:00)までに、すべての利用者IDについてURY/URYOW業務を利用してパスワード変更を実施してください。

なお、自社システムをご利用の場合は、利用者IDに紐付く第6次NACCS用のパスワード変更は不要です。平成29年6月中旬に各社自社システムのシステム管理者様宛に郵送したID通知書等を確認してください。

2. 第6次NACCSパッケージソフトの総合運転試験用から本番用へのバージョンアップについて

平成29年9月27日(水)以降、総合運転試験フェーズIV開始前までに、パッケージソフトを総合運転試験版から本番用にバージョンアップを行ってください。総合運転試験版を既にインストールしている場合は、9月27日(水)以降に同試験版を起動することにより、自動的に本番用パッケージソフトにバージョンアップされます。バージョンアップの確認については、メニューバーの色が灰色に変更されていること、画面下部ステータスバーの表示が「本番環境」に変更されていることで確認をお願いします。

なお、バージョンアップを行うと、総合運転試験期間中に送受信した電文(帳票)は全て削除がされますので、必要な場合にはあらかじめ外部に保存していただく必要がありますのでご注意ください。

また、総合運転試験に全く参加していない方(第6次NACCS用のパッケージソフトをインストールしていない場合)は、必ずフェーズIV開始前までに、第6次NACCSパッケージソフト(本番用)とデジタル証明書インストールツール(n e t NACCSをご利用の方)のインストールを行ってください。その後、総合運転試験フェーズIVにおいてURY

業務でパスワードの変更とTCC業務で導通確認を行ってください。

3. メール処理方式（パソコン用パッケージソフトを使用）について

第6次NACCSでは、自社システムのゲートウェイ配下の利用を除き、メール処理方式（パソコン用パッケージソフトを使用）の提供を終了します。

第5次NACCS終了まで同パッケージソフトを利用して業務を行った場合、当該業務処理の結果、出力される情報の出力先が特定できず異常終了します。

その場合、NACCSセンターで帳票の再配信等の対応はできませんので、更改日前にメール処理方式のパッケージソフトの使用を停止し、他の処理方式（例えば、netNACCS）の利用に切り替えて業務を実施してください。

4. 利用契約申込及びシステム設定申込に関する手続きについて

(1) 第5次NACCSに係る利用申込等について

第5次NACCSに係る利用申込等については、既にご案内のとおり、平成29年8月28日（月）の利用契約申込締切日をもって、受付を全て停止させていただいています。今後必要となる利用契約申込等に関しては、全て第6次NACCSに対する申込みとして、次の（2）の対応となります。

なお、受付停止期間中において、第5次NACCSで緊急性の高い「企業・事業所の名称変更」、「移転に伴う所在地変更」、「人事異動に伴う管理責任者名変更」及び解約手続き等が必要となる場合は、「ソリューション事業推進部 利用契約事務課」まで個別に相談してください。ただし、「事業所コード」、「利用者コード」、「識別番号（通関士IDを含む）」及び「論理端末」等、追加の手続きにつきましては、個別にご相談をいただいても対応できませんのであらかじめご了承ください。

(2) 第6次NACCSに係る利用申込等について

第6次NACCSに係る利用申込等については、平成29年7月11日（火）付、第6次NACCS掲示板「第6次NACCS稼働後の利用開始に係る「利用契約申込み」及び「システム設定申込み」の受付日について（ご協力をお願い）」にてご案内させていただいておりますので、参照してください。

当該掲示板でご案内のとおり、第6次NACCS稼働後における初回のシステムへの登録日は、平成29年10月17日（火）とさせていただきます。当該初回の登録に関する申込等の受付締切日は以下のとおりとなりますが、当該申込みに関しては、現行NSSを利用して行ってください（現行NSSによる申込は10月3日（火）までとなります。）。

利用契約申込み締切日	9月29日（金）
システム設定申込み締切日	10月3日（火）
利用開始日	10月17日（火）

なお、第6次NACCS稼働日となる平成29年10月8日（日）から10月16日（月）までの間は、前記のとおり第6次NACCSへのシステム設定は行いませんが、当該期間中に第6次NACCSで緊急性の高い追加、変更等の手続きが必要となる場合は、弊社「ソリューション事業推進部 利用契約事務課」まで個別に相談してください。

初回登録日（10月17日（火））後、第2回目となる10月24日（火）以降の登録となる申込みについては、10月8日（日）から稼働開始となる新NSSを利用して行ってください。新NSSの利用契約申込における新規機能等については、次ページからの「新NSSの提供について」を参照してください。

【参考】新NSSは暫定稼働期間中、現行NSSと区別するために画面背景色を黄色にしていますが、10月8日（日）稼働以降の画面背景色は現行NSSと同様青色となります。

第6次NACCSのご利用に関するスケジュール表		
利用契約関連書類 締切日	システム設定関連書類 締切日	システム登録日 (利用開始日)
平成29年9月29日（金）	平成29年10月3日（火）	平成29年10月17日（火）
10月10日（火）	10月16日（月）	10月24日（火）
10月17日（火）	10月24日（火）	11月1日（水）
10月20日（金）	10月27日（金）	11月7日（火）
10月27日（金）	11月6日（月）	11月14日（火）
11月6日（月）	11月13日（月）	11月21日（火）
11月15日（水）	11月22日（水）	12月1日（金）
11月27日（月）	12月4日（月）	12月12日（火）
12月4日（月）	12月11日（月）	12月19日（火）
12月11日（月）	12月18日（月）	12月26日（火）
12月14日（木）	12月21日（木）	平成30年1月4日（木）
12月25日（月）	平成30年1月5日（金）	1月16日（火）
平成30年1月5日（金）	1月15日（月）	1月23日（火）
1月17日（水）	1月24日（水）	2月1日（木）
1月26日（金）	2月2日（金）	2月13日（火）
2月2日（金）	2月9日（金）	2月20日（火）
2月14日（水）	2月21日（水）	3月1日（木）
2月26日（月）	3月5日（月）	3月13日（火）
3月5日（月）	3月12日（月）	3月20日（火）
3月9日（金）	3月16日（金）	3月27日（火）
3月15日（木）	3月23日（金）	4月2日（月）

＜お問い合わせ先＞

ソリューション事業推進部 利用契約事務課

TEL：044-520-6266（対応時間：月曜日から金曜日 09：00～18：00（祝日を除く））

新NSSの提供について

1. 新NSSの提供等について

1. NSSの更改

現在、NACCSの利用契約に係る各種申込み手続き等は、NACCSサポートシステム（以下「NSS」という。）をご利用いただいておりますが、第6次NACCSの更改にあわせて、現在ご利用いただいているNSS（以下「現行NSS」という。）を平成29年10月7日（予定）で停止し、平成29年10月8日（予定）からは新たなNSS（以下「新NSS」という。）によりサービスを提供することとしています。

新NSSのURL：

<https://nss.nac6.naccs.jp/dfw/login/nsscoapp/>

新NSSサービス開始後のログイン画面



2. 新NSS用ログインID、パスワードについて

ログインIDにつきましては変更はございません。

パスワードにつきましては、9月8日（金）17：00時点の現行NSSパスワードを新NSSのパスワードといたします。

パスワードが不明な場合はNACCSセンター**利用契約事務課**（TEL:044-520-6266）までお問合せください。

2. 新N S Sの主な変更点

項番	見直し理由	変更項目	変更内容	参照頁
1	N A C C S専用回線の見直しに伴う変更	回線・論理端末区分の廃止	回線及び論理端末の区分（航空、海上、共用）廃止に伴い、利用申込において回線及び論理端末の区分の変更を不可とし、一律共用が割り当てられるよう機能及び画面を変更する。	P45
2		回線オプションの追加	N A C C S専用回線のオプション（保守時間帯、予備機設置、冗長化、ping監視）を登録、変更、照会可能とする。	P45
3		ダイヤルアップ回線の廃止	ダイヤルアップ回線利用申込みを不可とするため、利用申込画面の接続種別から「ダイヤルアップ接続（ラジオボタン）」を削除する。	P45
4	処理方式の見直しに伴う変更	ダイレクトインターフェース（D I）の廃止	利用申込におけるD I処理方式の利用者I Dの登録・変更、D Iの回線・論理端末の登録・変更及びシステム設定申込を不可とする。	P44 P45
5		パッケージソフト（メール処理方式）の提供終了	利用申込メール利用利用者I Dの登録・変更を不可とする。また、画面上のメールの標記を削除する。	P44 P45
6		net N A C C S利用者はWeb N A C C Sも利用可能	① 利用申込でnet N A C C Sを選択した場合、Web N A C C Sも利用可能とする。 ② 利用申込でWeb N A C C Sを選択した場合、Web N A C C Sのみ利用可能とする。 ③ 同一利用者コードでnet N A C C SとWeb N A C C Sの利用者I Dを持つことは出来ない。 ④ Web N A C C S利用者に対してはデジタル証明書のみ払い出す。	P44 P46
7	N A C C S利用業種の見直しに伴う対応	銀行の廃止・損害保険会社の追加	① 銀行に係る各機能（I Dの登録・変更・削除及びシステム設定調査票の提出）を廃止する。 ② 損害保険会社に係る各機能（I Dの登録・変更・削除及びシステム設定調査票の提出）を追加する。	P44
8	各種設定値の変更に伴う対応	N A C C Sのドメイン名等の変更に係る対応	D N Sアドレス及びS M T P / P O P 3サーバ名のドメイン名変更にあわせてI D発行内容参照画面の出力内容を変更する。また、N A C C Sメインセンターに接続するための設定値を出力する。	P47
9	利用者の利便性向上	「内容確認通知」欄の入力桁数拡大	利用申込（新規申込）業務等11業務において、自由入力項目の文字数を240文字に拡大する。	P46
10		「申込理由」欄の追加	利用申込（新規申込）業務等4業務において、申込理由を記述する項目を追加する。	P44
11	システム設定項目の追加に伴う対応	システム設定書類の修正	第6次N A C C Sの仕様変更に伴い、システム設定書類を修正する。	P47
12	N A C C Sの添付可能なファイル拡張子の見直しに伴う対応	添付可能なファイル拡張子の追加	第6次N A C C Sと同様に以下の拡張子のファイルを添付可能とする。 txt, doc, docx, ppt, pptx, xml, htm, html, rtf, jtd, xls, xlsx, csv, jpeg, jpe, jpg, tif, tiff, bmp, gif, pdf, png ※下線は追加となる拡張子	-



3. N S S変更箇所

- ◆ 第6次N A C C Sにおける仕様変更、N S Sの利便性改善に伴い、濃色部分の入力画面が変更となります。次頁から各フローの画面を抜粋して変更点を記載しています。

N S S入力画面フロー



3. NSS変更箇所 ①（変更申込内容入力画面等）申込理由欄の追加

申込内容入力

申込担当者入力

事業所情報入力

利用者ID情報の入力

回線・端末情報の入力

回線工事担当者情報の入力

請求先情報の入力

申込内容の確認、備考の入力

申込完了

契約内容確認

変更申込内容 入力

変更申込を行う項目を選択してください。
入力完了後に、「申込担当者の入力へ進む」ボタンをクリックしてください。
申込担当者情報を確認後、変更対象項目が表示されます。

申込理由に関する項目

契約内容を変更する理由を入力してください。
変更する理由の記載例については、[こちら](#)をご参照ください。

変更する理由
(240文字以内)

NNNNNNNNNN1 NNNNNNNNNN2 NNNNNNNNN
NNNNNNNNNN4 NNNNNNNNNN5 NNNNNNNNN
NNNNNNNNNN6 NNNNNNNNNN7 NNNNNNNNN
NNNNNNNNNN9 NNNNNNNNNN10 NNNNNNNNN
11 NNNNNNNNNN12 NNNNNNNNNN13 NNNNNNN
NNNN14 NNNNNNNNNN15 NNNNNNNNNN16 NNN
NNNNNNNN17 NNNNNNNNNN18 NNNNNNNNNN1
9 NNNNNNNNNN20 NNNNNNNNNN21 NNNNNNN
NN22 NNNNNNNNNN23 NNNNNNNNNN24

変更申込ガイダンスに戻る

申込担当者の入力へ進む

新たに240桁の「変更する理由」欄を追加

3. NSS変更箇所 ②（利用者ID追加画面）DI・メール処理方式廃止、損害保険会社の追加

申込内容入力

申込担当者入力

事業所情報入力

利用者ID情報の入力

回線・端末情報の入力

回線工事担当者情報の入力

請求先情報の入力

申込内容の確認、備考の入力

申込完了

契約内容確認

利用者ID追加画面

利用者コード 入力

識別番号に関する項目

利用者コードの情報を入力し、「設定する」ボタンをクリックしてください。
設定した利用者コードの情報は、「設定した利用者コード情報」に反映されます。
識別番号については、[こちら](#)をご参照ください。
処理方式の違い識別番号が必要な場合は、この項目を繰り返し入力・設定してください。

シングルサインオン要否	☒ 否 ☐ 要		
業種	☐ 通関業	☐ 混載業	☐ 機用品業
	☐ 自社通関	☐ 航空会社	☐ 機長代行
	☐ 海貨業	☐ 輸出入者	☐ 航空貨物代理
	☐ INVOCC	☐ 輸出入者(貿易管理システム利用)	
	☐ 保税蔵置場	☐ CV	
	☐ 船会社	☐ 船舶代理店	☐ 損害保険会社
処理方式	☐ 汎用申請利用のみ ☐ パンパール		
識別番号数	netNACCS webNACCS ebMS インタラクティブ インタラクティブ・SMTP/POP3 SMTP双方向 SMTP/POP3 EDIFACT		

「銀行」の項目を削除し、
「損害保険会社」の項目を追加

・「インタラクティブ・SMTP/POP3併用」を追加
・「インタラクティブ・メール併用」を削除
・「ダイレクトインターフェース」を削除
・「メール」を削除
・「netNACCS」を選択した場合、
「WebNACCS」の利用も可能とする。

44

3. NSS変更箇所③（回線情報変更画面）ワ°ショマニ-の追加、タ°作ルマ°廃止



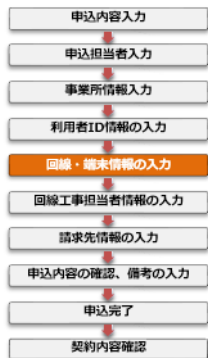
• •

3. NSS変更箇所③（回線情報変更画面）回線・論理端末区分の廃止



7

3. NSS変更箇所④（論理端末情報変更画面）WebNACCS用デジタル証明書欄の追加



Home | 申込実施 | 申込内容確認 | 契約内容確認 | 請求内容参照 | パスワード変更

申込担当者 ✓ 事業所・企業 ✓ 利用者 ✓ 論理端末・証明書 ○ 回線・論理端末 ○ メールボックス ○ 料金プラン ○ 請求先 ○

論理端末・証明書 入力

「デジタル証明書の追加に関する項目」を追加

デジタル証明書の追加に関する項目

webNACCSのみを利用するために必要なデジタル証明書数を入力してください。

デジタル証明書追加数 (webNACCS) 個 (半角数字)

webNACCSの利用者コードを取得する(している)場合に追加するデジタル証明書の数を入力してください。

デジタル証明書の廃止に関する項目

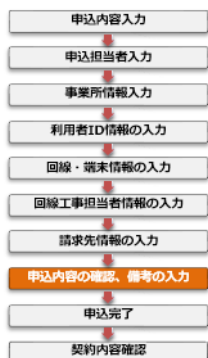
表示されているデジタル証明書を廃止したい場合は、「デジタル証明書の廃止」を選択してください。

論理端末名	認証コード1	認証コード2	デジタル証明書の廃止
XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX01	☐
XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX01	☐
XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX01	☐
XXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX01	☐

「デジタル証明書の廃止に関する項目」を追加



3. NSS変更箇所⑤（入力確認画面）備考欄の入力桁数拡大



Home | 申込実施 | 申込内容確認 | 契約内容確認 | 請求内容参照 | パスワード変更

申込担当者 ✓ 事業所・企業 ✓ 利用者 ✓ 論理端末・証明書 ✓ 回線・論理端末 ✓ メールボックス ✓ 料金プラン ✓ 請求先 ✓

申込内容 確認

入力した変更内容を確認してください。
「申込内容を登録する」ボタンをクリックすると、利用申込(変更)が完了します。
変更内容の修正をする場合は、それぞれの項目の「情報入力に戻る」ボタンをクリックして、各情報入力画面から修正してください。
入力内容を確認後に、「申込内容を登録する」ボタンをクリックしてください。

利用開始日に関する項目

変更申込の備考

備考 (240文字以内)

NNNNNNNNNN1 NNNNNNNNNN2 NNNNNNNNNN3
 NNNNNNNNNN4 NNNNNNNNNN5 NNNNNNNNNN6
 NNNNNNNNNN7 NNNNNNNNNN8 NNNNNNNNNN9
 NNNNNNNNNN10 NNNNNNNNNN11 NNNNNNNNNN12
 NNNNNNNNNN13 NNNNNNNNNN14 NNNNNNNNNN15
 NNNNNNNNNN16 NNNNNNNNNN17 NNNNNNNNNN18
 NNNNNNNNNN19 NNNNNNNNNN20 NNNNNNNNNN21
 NNNNNNNNNN22 NNNNNNNNNN23 NNNNNNNNNN24

「備考」欄の入力可能文字数を80字から240字に変更



3. NSS変更箇所⑥（ID通知参照画面）NACCSのドメイン名等の変更に係る対応

申込内容入力

申込担当者入力

事業所情報入力

利用者ID情報の入力

回線・端末情報の入力

回線工事担当者情報の入力

請求先情報の入力

申込内容の確認、備考の入力

申込完了

契約内容確認

申込実施 申込内容確認 契約内容確認 請求内容参照 パスワード変更

申込情報一覧 > 利用申込詳細

申込内容 参照

申込情報詳細を表示します。

利用申込 事業所

申込結果

利用開始日	2015/08/12	契約満了日	
利用申込書提出締切日		システム設定申込締切日	

対象項目	追加	変更	削除
利用者コード数	0	0	0
請求番号数	0	0	0
回線数	0	0	0
端末数	0	0	0
メールボックス数	0	0	0

ID発行

ID発行内容 参照

メールボックス

メール種別	メールボックスID(メールアドレス)	パスワード
10000000000000000000	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX

各種アドレス

項目	種別	アドレス
pingポイントアドレス	メインセンター	10.2.212.50
	バックアップセンター	10.3.212.50
	プライマリDNS	10.1.226.50
	セカンダリDNS	10.1.126.50
DNSアドレス	プライマリ(優先)	10.1.129.101
	セカンダリ(代替)	10.1.1.101
メールアドレス	POP3	NACCS@MAIL.PROD.NACCS6
	EDIFACT	NACCS@EDIFACT.PROD.NACCS6
	SFTP及方向	NACCS@SFTP.PROD.NACCS6
SFTP/POP3サーバドメイン名	POP3	MAIL.PROD.NACCS6
	EDIFACT	EDIFACT.PROD.NACCS6
管理資料情報取次URL		http://10.5.5.3/naccs/os

各種アドレスを表示。
(NACCSのメインセンターに接続するための設定値)



3. NSS変更箇所⑦ システム設定調査票の内容変更

- ◆ 第6次NACCSにおける仕様変更に伴い、以下のようにシステム設定調査票の項目が変更となります。

◎ 内容

1. 通関士証票調査票
 - ・「通関士証票番号登録（UTB）」業務のプログラム変更により廃止
2. 二重出力調査票
 - ・出力情報コードの追加
3. XML調査票
 - ・業務見直しによる業務コード・出力情報コードの変更
4. 保税蔵置場調査票に以下の項目の追加
 - ・蔵入承認（IS）後の貨物管理要否設定の項目追加
5. 船会社調査票に以下の項目の追加
 - ・危険物明細情報の受信要否設定の項目追加
 - ・港湾統計データ配信可否の項目追加
6. CY調査票に以下の項目の追加
 - ・ブッキング情報登録通知の受信要否設定の項目追加



4. 新NSSの利用申込入力例について

新NSSの利用申込（新規申込・変更申込等）の入力例につきましては、NACCS掲示板よりご参照ください。

※第6次NACCS稼働前につきましては、NACCS掲示板（第6次版）よりご参照ください。

The screenshot shows the NACCS Bulletin Board (掲示板) interface. The top navigation bar includes links for TOP, NACCSのご利用方法, 申込手続 (NSS), NACCS業務仕様・関連資料, and よくある問合せ. The main content area is titled '人・物・国をつなぐ' (Connecting People, Goods, and Countries) and features a banner for '航空運送貨物' (Air Freight) and '海上運送貨物' (Sea Freight). Below the banner, there are sections for '運航状況' (Flight Status), '最新情報' (Latest Information), and 'NACCS電子申請情報ページ' (NSS Electronic Application Information Page). The 'NACCS電子申請情報ページ' section is highlighted, showing a list of links for '1 NSSについて' (About NSS) and '2 お知らせ' (Notice). The '1 NSSについて' section includes links for '新規申込' (New Application) and '変更申込' (Change Application), with a red circle around the '入力例' (Input Example) link under '新規申込'. A red arrow points from this link to the '入力例' link in the 'NSS電子申請情報ページ' section.

(3) 利用者設定登録業務（U業務）の開始日について

第6次NACCS稼働後、利用者自らシステム設定の内容を追加、変更等を可能とする「利用者設定登録業務（U業務）」につきましては、平成29年10月10日（火）から可能です。U業務の利用可能時間は、平日09：00～17：00（ただし、URY業務、UTB業務は平日00：00～23：00）となります。

(4) 認定通関業者用申告官署の自動補完機能について

認定通関業者用申告官署の自動補完を設定する為のシステム設定書類については、四半期に1回としていることから、第6次NACCS稼働後、最初の登録は平成30年1月となりますのであらかじめご了承ください。

(5) ダイヤルアップ回線の廃止に伴うNACCS接続ルータ等機器の回収について

パッケージソフトを利用したメール処理方式の廃止に関し、平成29年8月28日（月）までにダイヤルアップ回線の廃止申込の手続きを行っていない利用者におかれては、NACCS接続ルータ等機器を回収するための個別手続きが必要となります。

具体的な手続きにつきましては、改めてNACCSセンターよりご案内しますので、その際はご協力をお願いします。

なお、ルータ等の回収（撤去）費用の扱いは以下のいずれかから選択いただくこととなります。

- a. 利用者自身が回収機器（DSU、電源、ルータ、ケーブル）を纏めて梱包状態とし、回収業者の往訪時に引渡し（費用負担無し）
- b. 回線ベンダー作業員が往訪し、機器を取り外しのうえ撤去する（撤去費用：20,000円を負担いただきます。）。

(6) 第6次NACCS向けに契約を行った回線使用料について

第6次NACCS用の回線契約については、更改日である平成29年10月8日（日）から回線使用料が発生します。なお、請求は現行と同様に2か月後となりますので、更改後、回線使用料の最初の請求月は平成29年12月となります。

X. 本件資料に関する問合せ先

問合せ方法・問合せ先			問合せ可能時間
第6次NACCS掲示板 移行関連情報ページ（仮称）掲載の「お問い合わせフォーム」をご利用ください。 ※ お問い合わせの内容を正確に把握するため、時間に余裕がある場合は、可能な限り「お問い合わせフォーム」をご利用いただくようお願いいたします。	【URL】 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/inquiry/migration/toiawase_form/		問合せ対応：月～金 09:00～18:00
システム企画部 次期システム設定担当 宛先管理等のシステム設定情報について変更が必要な場合、第5次NACCSにおいてU業務にて設定変更できない場合のお問合せは、こちらへお願いします。	【Eメール】 jiki-riyou@naccs.jp 件名に下記を記載願います 【次期システム設定】 お使いの利用者コード 【FAX】 03-5460-0925		
○ヘルプデスク、最寄りの事務所でもお問合せを受付けています。			
ヘルプデスク	【TEL】 0120-794550 03-6628-6270	【FAX】 0120-794529 044-520-6259	月～金 09:00～18:00
ソリューション事業推進部 お客様サポート課 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館8階	【TEL】 044-520-6280	【FAX】 0120-794522 044-522-6284	月～金 09:00～18:00
ソリューション事業推進部 利用契約事務課 〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町580 ソリッドスクエア西館8階	【TEL】 044-520-6266		月～金 09:00～18:00
東海事務所 〒455-0033 愛知県名古屋市中区港町1-11 名古屋港湾会館3階	【TEL】 052-654-6511	【FAX】 0120-794524 052-654-6601	月～金 09:00～18:00
関西事務所 〒550-0004 大阪府大阪市西区靱本町1-11-7 信濃橋三井ビル12階	【TEL】 06-6446-3812	【FAX】 0120-794526 06-6446-3811	月～金 09:00～18:00
九州事務所 〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-4-1 博多駅前第一生命ビル2階	【TEL】 092-441-7825	【FAX】 0120-794528 092-434-3120	月～金 09:00～18:00

各事務所の担当地域は以下のとおりとなっております。

事務所	担当地域
ソリューション事業推進部 お客様サポート課	北海道 青森県 秋田県 岩手県 宮城県 福島県 栃木県 茨城県 千葉県 山形県 新潟県 群馬県 埼玉県 山梨県 東京都 神奈川県
東海事務所	長野県 静岡県 岐阜県 愛知県 三重県
関西事務所	富山県、石川県、福井県、京都府、滋賀県、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県、 岡山県、広島県、鳥取県、島根県、香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九州事務所	山口県 福岡県 大分県 宮崎県 佐賀県 長崎県 熊本県 鹿児島県、沖縄県

（注1）夜間（18:00～翌営業日09:00）のお問合せについては、翌営業日（金曜日の18:00以降の場合は月曜日。以下同じ。）の対応とさせていただきます。また、調査が困難な場合には、翌営業日の対応となる場合があります。

（注2）お問合せの際は「移行」に係る問合せである旨を明確に記載又はお伝えください。

※ 第6次NACCSサービス開始日（平成29年10月8日（日）05:00を予定）における障害及び業務内容等のお問合せの対応につきましては、改めて、第6次NACCS掲示板等にてお知らせします。

別紙1 第6次NACCSへの移行において変換 処理を行う番号・コード

第6次NACCSへの移行において変換処理を行う番号・コード

NACCSの更改において、業務仕様の変更等に伴い、各種業務入力用コード等の一部について変更があります。変更の対象となるコード等については、第5次NACCSから第6次NACCSへの移行処理の際、システムにおいて変換処理を行います。変換処理を行う対象となるコード等及び変換内容は次のとおりです。

1. 輸出入者コード等

第6次NACCSでは、輸出入者コード等を表1-1「法人番号等変換表（イメージ）」のように法人番号へコードを変換します。変換できない場合は、変換せずに第5次NACCSの値の末尾にスペースを付与し設定する。

変換対象となる項目は、表1-2「法人番号等変換対象項目」のとおりです。

表1-1 「法人番号変換表（イメージ）」

JASTPROコード → 法人番号				
No	JASTPROコード 12桁（「-」を除く）	→	法人番号 17桁（「-」を除く）	備 考
1	P12345670000	→	32109876543210000	
2	P12345670001	→	32109876543210001	枝番 1
3	P12345670002	→	32109876543210002	枝番 2
税関発給コード → 法人番号				
No	税関発給コード 12桁（「-」を除く）	→	法人番号 17桁（「-」を除く）	備 考
1	100543210000	→	20432109876540000	
2	100543210001	→	20432109876540001	枝番 1
3	100543210002	→	20432109876540002	枝番 2
参考1（同一法人でJASTPROコード・税関発給コードを所持）				
No	JASTPRO ・税関発給コード 12桁（「-」を除く）	→	法人番号 17桁（「-」を除く）	備 考
1	P98765430000	→	11122233344440000	JASTPRO
2	100987650000	→	11122233344449000	税関発給コード
参考2（JASTPROコード【法人番号を有しない個人等】）				
No	JASTPROコード 12桁（「-」を除く）	→	JASTPROコード 12桁（「-」を除く）	備 考
1	P34567890000	→	P34567890000△△△△△	△：スペース
参考3（税関発給コード【法人番号を有しない個人等】）				
	税関発給コード 12桁（「-」を除く）		税関発給コード 17桁（「-」を除く）	備 考
1	111765430000	→	C0000111765430000	先頭にC0000を付与（税関発給コードのまま（個人））

表 1 - 2 「法人番号等変換対象項目」

対象業務	対象項目	備考
・輸入申告関係業務 ・輸入（引取）申告関係業務 ・特例委託輸入（引取）申告関係業務 ・特例申告関係業務 ・特例委託特例申告関係業務 ・蔵入（移入・総保入）承認申請関係業務 ・展示等申告関係業務 ・蔵出（移出・総保出）輸入申告関係業務 ・蔵出輸入（引取・特例）申告関係業務 ・「輸入申告等照会（I I D / I I D O W）」業務 ・「輸入申告等一覧照会（I D I / I D I O W）」業務	輸入者コード	
	輸入者（入力）	
	輸入取引者コード	
	輸入取引者（入力）	
・石油製品等移出（総保出）輸入申告関係業務 ・輸入マニフェスト通関申告関係業務 以下業務において、共通管理番号での呼出しを行った場合 ・「輸入申告等呼出し（I D B）」業務 ・「食品等輸入届出呼出し（I F B）」業務 ・「輸入植物検査申請呼出し（I P B）」業務 ・「輸入畜産物検査申請事項呼出し（I L B）等」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し（S W B）」業務	輸入者コード	
	輸入者（入力）	
・「輸入貨物情報照会（I A W / I A W O W）」業務 ・「輸入貨物情報変更登録（C A I / C A I O 1）」業務	荷受人コード	
・機用品蔵入承認申請関係業務 ・「機用品蔵入等承認申請照会（I C T）」業務	輸入者コード	
・修正申告関係業務 ・「修正申告事項登録呼出し（A M B）」業務 ・「修正申告（A M C）」業務 ・「修正申告照会（I A D）」業務	申告者コード	
	申告者（入力）	
	輸入取引者コード	
	輸入取引者（入力）	
・関税等更正請求関係業務 ・「関税等更正請求照会（I K K）」業務	請求者コード	
	請求者（入力）	
	輸入取引者コード	
	輸入取引者（入力）	
・一括特例申告関係業務	輸入者コード	
・「一括納付書一覧照会（I N F）」業務 ・「MPN状況照会（I M P）」業務 ・「納付書再出力（R N F）」業務 一括納付書情報 ・「納付書再出力（R N F）」業務 納付番号通知情報	納税者コード	

対象業務	対象項目	備考
・「担保照会（IAS）」業務 ・「担保一覧照会（IAS01）」業務 ・「担保提供書照会（ITT）」業務	担保提供者コード	
・「輸出貨物情報照会（IGS／IGSOW）」業務	輸出入者コード	出力項目は「荷送人情報（荷送人コード）」
・輸出申告関係業務 ・積戻し申告関係業務 ・特定委託輸出申告関係業務 ・特定製造貨物輸出申告関係業務 ・特定輸出申告関係業務 ・展示等積戻し申告関係業務 ・別送品輸出申告 ・「輸出申告等照会（IEX／IEXOW）」業務 ・「輸出申告等一覧照会（IES／IESOW）」業務 ・「別送品輸出申告照会（IEU／IEUOW）」業務 ・「別送品輸出申告等一覧照会（IUE／IUEOW）」業務	輸出者コード	
	輸出者（入力）	
	バンニング場所 1～5	
・輸出マニフェスト通関申告関係業務 ・「輸出申告等照会（IEX／IEXOW）」業務 ・「輸出申告等一覧照会（IES／IESOW）」業務	輸出者コード	
	輸出者（入力）	
・「貨物情報照会（ICG／ICGOW）」業務	輸出入者等コード	出力項目は「荷送人コード」と「荷受人コード」
・本船・ふ中扱い承認申請関係業務 ・「本船・ふ中扱い承認申請照会（IHF）」業務	輸出者・ 輸入者コード	
・インボイス・パッキングリスト情報登録関係業務 ・インボイス・パッキングリスト仕分情報登録関係業務 ・「インボイス・パッキングリスト情報照会（IIV）」業務 以下業務において、電子インボイス受付番号での呼出しを行った場合 ・「輸入申告事項呼出し（IDB）」業務 ・「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し（SWB）」業務 ・「輸出申告事項呼出し（EDB）」業務	輸出入者コード	
・食品等輸入届出関連業務 ・「食品等輸入届出控再出力（RIF）」業務 ・「食品等輸入届出情報照会（IIF）」業務 ・「食品等輸入届出一覧照会（IFI）」業務	輸入者符号	
	輸入者符号（入力）	
・輸入畜産物検査申請関連業務 ・「輸入畜産物検査申請事項呼出し（ILB）」業務 ・「輸入畜産物回送申請事項呼出し（ILY）」業務 ・「輸入畜産物検査申請情報照会（IIL）」業務 ・「輸入畜産物検査申請事項登録（ILA01）」業務 ・「輸入畜産物検査申請情報照会（ILA04）」業務	荷受人コード	
	荷受人（入力）	

対象業務	対象項目	備考
・輸出畜産物検査申請関連業務 ・「輸出畜産物検査申請事項呼出し（EMB）」業務 ・「輸出畜産物検査申請情報照会（EIM）」業務 ・「輸出畜産物検査申請事項登録（ELA01）」業務 ・「輸出畜産物検査申請情報照会（ELA04）」業務	荷送人コード	
	荷送人コード	
・輸入動物事前届出関連業務 ・「動物輸入事前届出事項登録（IAR01）」業務 ・「動物輸入事前届出情報照会（IAR04）」業務	荷受人コード	
	荷受人（入力）	
・輸入動物検査申請関連業務 ・「輸入動物検査申請事項呼出し（IOB）」業務 ・「輸入動物検査申請事項呼出し（届出情報利用）（IOY）」業務 ・「輸入動物検査申請情報照会（IIO）」業務 ・「輸入動物検査申請事項登録（IAA01）」業務 ・「輸入動物検査申請情報照会（IAA04）」業務	荷受人コード	
	荷受人（入力）	
・輸出動物検査申請関連業務 ・「輸出動物検査申請事項呼出し（EOB）」業務 ・「輸出動物検査申請情報照会（EIO）」業務 ・「輸出動物検査申請事項登録（EAA01）」業務 ・「輸出動物検査申請情報照会（EAA04）」業務	荷送人コード	
	荷送人（入力）	
・輸入犬等検査申請関連業務 ・「輸入犬等検査申請事項呼出し（IQB）」業務 ・「輸入犬等検査申請事項呼出し（届出情報利用）（IQY）」業務 ・「輸入犬等検査申請事項登録（IDA01）」業務	荷受人コード	
	荷受人（入力）	
・輸出犬等検査申請関連業務 ・「輸出犬等検査申請事項登録（EQA）」業務 ・「輸出犬等検査申請事項呼出し（EQB）」業務 ・「輸出犬等検査申請事項登録（EDA01）」業務	荷送人コード	
	荷送人（入力）	
・輸入植物検査申請関連業務 ・「輸入植物検査申請事項呼出し（IPB）」業務 ・「輸入植物検査申請個別詳細（IIP）」業務 ・「輸入植物検査申請事項登録（IPA01）」業務 ・「輸入植物検査申請個別詳細（IPA04）」業務 ・「輸入植物帳票出力（IPA08）」業務	荷受人コード	
	荷受人（入力）	
・輸出植物検査申請関連業務 ・「輸出植物検査申請事項登録（EPA01）」業務 ・「輸出植物検査申請個別詳細（EPA04）」業務 ・「輸出植物帳票出力（EPA07）」業務	荷送人コード	
	荷送人（入力）	
・不開港出入許可申請関係業務 ・「不開港出入許可申請照会（IPP/WCP）」業務	船卸貨物荷受人コード1～3	
	積込貨物荷送人コード1～3	

2. 識別符号

第6次NACCSでは、識別符号について輸出入者コード変換後の値の先頭1桁が「C（税関発給コード）」以外の場合は、「1（法人）」とする変換処理を行います。変換後の値の先頭1桁が「C（税関発給コード）」の場合は、第5次NACCSで「1（個人から個人宛の貨物）」が入力されていた場合には「2（法人番号を有しない者及び個人）」とし、「1」以外の場合には「3（不明）」とする変換処理を行います。

なお、個人輸入者については「3（不明）」とする変換処理を行うため、必要に応じて「2（法人番号を有しない者及び個人）」に変更してください。輸出入者コードが変換されなかった場合は、第5次NACCSで「1（個人から個人宛の貨物）」が入力されていた場合には「2（法人番号を有しない者及び個人）」を設定し、「1」以外が入力されていた場合には「3（不明）」とする変換処理を行います。

識別符号の変換対象となる業務は、以下のとおりです。

- ・ 輸入申告関係業務
- ・ 輸入（引取）申告関係業務
- ・ 特例委託輸入（引取）申告関係業務
- ・ 特例申告関係業務
- ・ 特例委託特例申告関係業務
- ・ 蔵入（移入・総保入）承認申請関係業務
- ・ 展示等申告関係業務
- ・ 蔵出（移出・総保出）輸入申告関係業務
- ・ 蔵出輸入（引取・特例）申告関係業務
- ・ 「輸入申告等照会（IID／IIDOW）」業務
- ・ 石油製品等移出（総保出）輸入申告関係業務
- ・ 輸入マニフェスト通関申告関係業務
- ・ 輸出申告関係業務
- ・ 積戻し申告関係業務
- ・ 特定委託輸出申告関係業務
- ・ 特定製造貨物輸出申告関係業務
- ・ 特定輸出申告関係業務
- ・ 展示等積戻し申告関係業務
- ・ 別送品輸出申告
- ・ 「輸出申告等照会（IEX／IEXOW）」業務
- ・ 「別送品輸出申告照会（IEU／IEUOW）」業務
- ・ 輸出マニフェスト通関申告関係業務

3. 原産地証明書識別

第6次NACCSでは、第5次NACCSで入力された「原産地コード」及び「原産地証明書識別」をもとに、表1-3「原産地証明書識別変換表」のとおり変換処理を行います。変換できない場合は、変換せずに第5次NACCSの値の末尾にスペースを付与します。

移行後、原産地証明書識別が1桁のままとなっている場合（変換できなかった場合）で申告前の場合は、第6次NACCS稼働後に4桁のコードに変更してから後続の業務を実施してください。

原産地証明書識別の変換対象となる業務は、以下のとおりです。

- ・ 輸入申告関係業務
- ・ 輸入（引取）申告関係業務
- ・ 特例委託輸入（引取）申告関係業務
- ・ 特例申告関係業務
- ・ 特例委託特例申告関係業務
- ・ 蔵入（移入・総保入）承認申請関係業務
- ・ 展示等申告関係業務
- ・ 蔵出（移出・総保出）輸入申告関係業務
- ・ 蔵出輸入（引取・特例）申告関係業務
- ・ 「輸入申告等照会（IID／IIDOW）」業務
- ・ 石油製品等移出（総保出）輸入申告関係業務
- ・ 輸入申告（沖縄特免制度）関係業務
- ・ 「輸入申告照会（沖縄特免制度）（IOT）」業務
- ・ インボイス・パッキングリスト仕分情報登録関係業務
- ・ 「インボイス・パッキングリスト情報照会（IIV）」業務

以下業務において、電子インボイス受付番号での呼出しを行った場合

- ・ 「輸入申告事項呼出し（IDB）」業務
- ・ 「シングルウィンドウ輸入申告事項呼出し（SWB）」業務
- ・ 「輸出申告事項呼出し（EDB）」業務

表 1－3 「原産地証明書識別変換表」

No	第5次NACCS		→	第6次NACCS		備 考
	原産地コード	原産地証明書識別（1桁）		原産地証明書識別（4桁）		
1	－	G	→	WKTG		
2	－	S	→	WKTS		
3	－	R	→	WKOR		
4	－	N	→	WKON		
5	－	A	→	GSTA		
6	－	J	→	GSTJ		
7	－	B	→	GSTB		
8	－	P	→	GSTP		
9	－	C	→	GSOC		
10	－	T	→	GSOT		
11	－	M	→	GSTM		
12	SG	F	→	SGT4		
13	SG	E	→	SG05		
14	SG	D	→	SG06		
15	SG	L	→	SGT7		
16	MY	K	→	MYT1		
17	MY	F	→	MYT4		
18	MY	Y	→	MY02		
19	MY	Z	→	MY03		
20	MY	E	→	MY05		
21	MY	D	→	MY06		
22	MY	L	→	MYT7		
23	PH	K	→	PHT1		
24	PH	F	→	PHT4		
25	PH	Y	→	PH02		
26	PH	Z	→	PH03		
27	PH	E	→	PH05		
28	PH	D	→	PH06		
29	PH	L	→	PHT7		
30	CL	K	→	CLT1		
31	CL	F	→	CLT4		
32	CL	Y	→	CL02		
33	CL	Z	→	CL03		
34	CL	E	→	CL05		
35	CL	D	→	CL06		
36	CL	L	→	CLT7		
37	TH	K	→	THT1		
38	TH	F	→	THT4		
39	TH	Y	→	TH02		
40	TH	Z	→	TH03		
41	TH	E	→	TH05		
42	TH	D	→	TH06		

No	第5次NACCS		→	第6次NACCS		備 考
	原産地コード	原産地証明書識別（1桁）		原産地証明書識別（4桁）		
43	TH	L	→	THT7		
44	BN	F	→	BNT4		
45	BN	E	→	BN05		
46	BN	D	→	BN06		
47	BN	L	→	BNT7		
48	ID	K	→	IDT1		
49	ID	F	→	IDT4		
50	ID	Y	→	ID02		
51	ID	Z	→	ID03		
52	ID	E	→	ID05		
53	ID	D	→	ID06		
54	ID	L	→	IDT7		
55	VN	K	→	VNT1		
56	VN	F	→	VNT4		
57	VN	Y	→	VN02		
58	VN	Z	→	VN03		
59	VN	E	→	VN05		
60	VN	D	→	VN06		
61	VN	L	→	VNT7		
62	IN	F	→	INT4		
63	IN	E	→	IN05		
64	IN	D	→	IN06		
65	IN	L	→	INT7		
66	MN	K	→	MNT1		
67	MN	F	→	MNT4		
68	MN	Y	→	MN02		
69	MN	Z	→	MN03		
70	MN	E	→	MN05		
71	MN	D	→	MN06		
72	MN	L	→	MNT7		
73	MX	K	→	K		1桁のまま移行
74	MX	F	→	F		1桁のまま移行
75	MX	L	→	L		1桁のまま移行
76	MX	Y	→	MX02		
77	MX	Z	→	MX03		
78	MX	E	→	MX05		
79	MX	D	→	MX06		
80	CH	K	→	K		1桁のまま移行
81	CH	F	→	F		1桁のまま移行
82	CH	L	→	L		1桁のまま移行
83	CH	Y	→	CH02		
84	CH	Z	→	CH03		
85	CH	E	→	CH05		

No	第5次NACCS		→	第6次NACCS		備 考
	原産地コード	原産地証明書識別（1桁）		原産地証明書識別（4桁）		
86	CH	D	→	CH06		
87	LI	K	→	K		1桁のまま移行
88	LI	F	→	F		1桁のまま移行
89	LI	L	→	L		1桁のまま移行
90	LI	Y	→	CH02		
91	LI	Z	→	CH03		
92	LI	E	→	CH05		
93	LI	D	→	CH06		
94	PE	K	→	K		1桁のまま移行
95	PE	F	→	F		1桁のまま移行
96	PE	L	→	L		1桁のまま移行
97	PE	Y	→	PE02		
98	PE	Z	→	PE03		
99	PE	E	→	PE05		
100	PE	D	→	PE06		
101	AU	K	→	AUT1		
102	AU	F	→	AUT4		
103	AU	L	→	AUT7		
104	AU	H	→	H		1桁のまま移行
105	AU	U	→	U		1桁のまま移行
106	AU	W	→	W		1桁のまま移行
107	AU	Y	→	AU02		
108	AU	Z	→	AU03		
109	AU	E	→	AU05		
110	AU	D	→	AU06		
111	CC	K	→	AUT1		
112	CC	F	→	AUT4		
113	CC	L	→	AUT7		
114	CC	H	→	H		1桁のまま移行
115	CC	U	→	U		1桁のまま移行
116	CC	W	→	W		1桁のまま移行
117	CC	Y	→	AU02		
118	CC	Z	→	AU03		
119	CC	E	→	AU05		
120	CC	D	→	AU06		
121	CX	K	→	AUT1		
122	CX	F	→	AUT4		
123	CX	L	→	AUT7		
124	CX	H	→	H		1桁のまま移行
125	CX	U	→	U		1桁のまま移行
126	CX	W	→	W		1桁のまま移行
127	CX	Y	→	AU02		
128	CX	Z	→	AU03		

No	第5次NACCS		→	第6次NACCS		備 考
	原産地コード	原産地証明書識別（1桁）		原産地証明書識別（4桁）		
129	CX	E	→	AU05		
130	CX	D	→	AU06		
131	NF	K	→	AUT1		
132	NF	F	→	AUT4		
133	NF	L	→	AUT7		
134	NF	H	→	H		1桁のまま移行
135	NF	U	→	U		1桁のまま移行
136	NF	W	→	W		1桁のまま移行
137	NF	Y	→	AU02		
138	NF	Z	→	AU03		
139	NF	E	→	AU05		
140	NF	D	→	AU06		
141	-	4	→	AST4		
142	-	5	→	AS05		
143	-	6	→	AS06		
144	-	7	→	AST7		

※第6次NACCSのコード体系(4桁)の詳細は、[NACCS揭示板]-[業務コード集]を参照ください。

4. 審査区分識別

第6次NACCSでは、輸出入申告等控え情報に出力される審査区分識別の桁数が4桁に変更となります。第5次NACCSから第6次NACCSへの移行の際に、仕掛かり中の申告に係る審査区分識別については、4桁へ変換します。具体的なイメージは、次ページの「審査区分識別移行表」をご参照ください。

なお、審査区分識別の変換対象となる業務は、以下のとおりです。

- ・輸入申告関係業務
- ・輸入（引取）申告関係業務
- ・特例委託輸入（引取）申告関係業務
- ・特例申告関係業務
- ・特例委託特例申告関係業務
- ・蔵入（移入・総保入）承認申請関係業務
- ・展示等申告関係業務
- ・蔵出（移出・総保出）輸入申告関係業務
- ・蔵出輸入（引取・特例）申告関係業務
- ・「輸入申告等照会（I I D／I I D O W）」業務
- ・輸入マニフェスト通関申告関係業務
- ・機用品蔵入等承認申請業務
- ・輸出申告関係業務
- ・積戻し申告関係業務
- ・特定委託輸出申告関係業務
- ・特定製造貨物輸出申告関係業務
- ・特定輸出申告関係業務
- ・展示等積戻し申告関係業務
- ・別送品輸出申告
- ・「輸出申告等照会（I E X／I E X O W）」業務
- ・「別送品輸出申告照会（I E U／I E U O W）」業務
- ・輸出マニフェスト通関申告関係業務
- ・輸出許可内容変更申請業務

審査区分識別移行表（輸入）

【移行前】

- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
「Z」：事故貨物
「S」：差止め貨物
「G」：書面（原紙）提出要
「B」：事故貨物と書面（原紙）提出要の混在
「C」：差止め貨物と書面（原紙）提出要の混在
- 3桁目の記号
「Y」：書類提出要（区分1のみ） 「M」：見本確認
「K」：検査場検査 「H」：本船検査
「R」：現場検査 「V」：ふ中検査
「X」：大型X線検査

【移行後】

- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
「Z」：事故貨物
「S」：差止め貨物
- 3桁目の記号
「K」：検査場検査 「H」：本船検査
「R」：現場検査 「V」：ふ中検査
「X」：大型X線検査
「M」：見本確認
- 4桁目の記号
「T」：審査時に書面（原紙）提出要 「M」：上記「T」「G」が混在
「G」：許可後に書面（原紙）提出要 「Y」：書類提出要（区分1のみ）

【移行前】

申告控	照会画面
G 1 _ G 1 _	
_ 1 Y _ 1 Y	
G 2 _ G 2 _	
C 2 _ C 2 _	
B 2 _ B 2 _	
G 3 K G 3 K	
C 3 K C 3 K	
B 3 K B 3 K	

【移行後】

申告控	照会画面
_ 1 _ G _ 1 _ G	
_ 1 _ Y _ 1 _ Y	
_ 2 _ G _ 2 _ G	
S 2 _ G S 2 _ G	
Z 2 _ G Z 2 _ G	
_ 3 K G _ 3 K G	
S 3 K G S 3 K G	
Z 3 K G Z 3 K G	

※上記移行表は例示であり、全ての移行パターンを掲載したものではありません。具体的な審査区分の内容に関しては、税関にお問い合わせください。

審査区分識別移行表（輸出）

【移行前】

- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
「Z」：事故貨物
「S」：差止め貨物
「G」：書面（原紙）提出要
「B」：事故貨物と書面（原紙）提出要の混在
「C」：差止め貨物と書面（原紙）提出要の混在
- 1桁目の記号
「Y」：書類提出要（区分1のみ） 「M」：見本確認
「K」：検査場検査 「H」：本船検査
「R」：現場検査 「V」：ふ中検査
「X」：大型X線検査 「J」：事前検査

【移行後】

- 1桁目の記号（アンダーバー「_」はスペースの意味：3桁目も同様）
「Z」：事故貨物
「S」：差止め貨物
- 3桁目の記号
「K」：検査場検査 「H」：本船検査
「R」：現場検査 「V」：ふ中検査
「X」：大型X線検査 「J」：事前検査
「M」：見本確認
- 4桁目の記号
「T」：審査時に書面（原紙）提出要 「M」：上記「T」「G」が混在
「G」：許可後に書面（原紙）提出要 「Y」：書類提出要（区分1のみ）

【移行前】

申告控	照会画面
G 1 _ G 1 _	
_ 1 Y _ 1 Y	
G 2 _ G 2 _	
C 2 _ C 2 _	
B 2 _ B 2 _	
G 3 K G 3 K	
C 3 K C 3 K	
B 3 K B 3 K	

【移行後】

申告控	照会画面
_ 1 _ G _ 1 _ G	
_ 1 _ Y _ 1 _ Y	
_ 2 _ G _ 2 _ G	
S 2 _ G S 2 _ G	
Z 2 _ G Z 2 _ G	
_ 3 K G _ 3 K G	
S 3 K G S 3 K G	
Z 3 K G Z 3 K G	

※上記移行表は例示であり、全ての移行パターンを掲載したものではありません。具体的な審査区分の内容に関しては、税関にお問い合わせください。

別紙2 第5次NACCSから第6次NACCS への移行に伴う管理資料の作成について

業務仕様書番号	管理資料情報名	出力情報コード	共通	航空	海上	周期	作成基準等	特別運用期間での取出要否
G01	輸入貨物搬出入データ	SBS1400			●	週報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G02	輸出貨物搬出入データ	SBT0200			●	週報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G03	保税運送申告一覧データ	SBS1500			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G04	貨物取扱等実績データ	SBS1600			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G05	貨物取扱等一覧データ	SBS1700			●	週報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G06	船積確認事項登録実績データ	SBT0300			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G08	輸入貨物コンテナ関連データ	SBS1800			●	週報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G09	輸出貨物コンテナ関連データ	SBT0500			●	週報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G10	長期蔵置貨物情報(民間用)	SBS1900			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G11	卸コンテナリスト取扱一覧データ	SBS2000			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
G12	積コンテナリスト取扱一覧データ	SBT0600			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
H01	輸出申告一覧データ	CBE5100	●			月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
H02	輸出貨物許可承認等実績データ	SBE5100			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。 なお、第6次NACCSにおいては、海上システムにおける航空貨物の取扱いが廃止されますが、第5次NACCSの海上システムにおいて航空貨物が取り扱われている場合には、海上システムを利用した航空貨物の件数として計上されます。	-
H03	輸出通関取扱件数データ(日報)	ABE5100		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
H04	輸出通関取扱件数データ(月報)	ABE5200		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
H05	品目別許可貨物実績データ(通関業用)	ABE5300		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
H06	輸出申告審査区分別一覧表	CBE5400	●			日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
I01	一括納付書情報(海上分)	SBF7100			●	月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I01	一括納付書情報(航空分)	ABF7100		●		月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要

業務 仕様書 番号	管理資料情報名	出力 情報 コード	共通	航空	海上	周期	作成基準等	特別運用期間 での取出可否
I02	納付番号通知情報（一括）（海上分）	SBF7200			●	月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I02	納付番号通知情報（一括）（航空分）	ABF7200		●		月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I03	一括納付用明細書情報（海上分）	SBF7300			●	月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I03	一括納付用明細書情報（航空分）	ABF7300		●		月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I03	一括納付用明細書情報（海上分）	SBF7310			●	随時報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I03	一括納付用明細書情報（航空分）	ABF7310		●		随時報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I04	一括納付用明細データ（海上分）	SBF7400			●	月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I04	一括納付用明細データ（航空分）	ABF7400		●		月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I04	一括納付用明細データ（海上分）	SBF7410			●	随時報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I04	一括納付用明細データ（航空分）	ABF7410		●		随時報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I05	一括納付用明細総括データ	CBF7500	●			月報	10月8日に配信される情報は第5次NACCSで作成し、10月21日に配信される情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
I05	一括納付用明細総括データ	CBF7510	●			随時報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I06	口座使用明細データ（全営業所実績表）	CBF7610	●			日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
I06	口座使用明細データ（営業所別実績表）	CBF7620	●			日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
I51	輸入申告一覧データ	CBD5100	●			月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I52	輸入貨物許可承認等実績データ	SBD5100			●	月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I53	輸入申告一覧データ（沖縄特免制度（ISW））	SBD5200			●	日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要

業務 仕様書 番号	管理資料情報名	出力 情報 コード	共通	航空	海上	周期	作成基準等	特別運用期間 での取出要否
I53	輸入申告一覧データ(沖縄特免制度 (B P))	SBD5300			●	日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
I53	輸入申告一覧データ(沖縄特免制度 (I B P))	SBD5400			●	日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
I54	輸入貨物取扱実績データ	ABD5100		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
I55	機用品蔵入承認申請一覧データ	ABD5200		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
I56	輸入申告審査区分別一覧表	CBD5300	●			日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
J01	手数料未納付一覧	CBL0200	●			日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
J02	電子決済入金予定データ(請求者用)	CBL0900	●			半月報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
J05	医薬品医療機器等輸入届出品目一覧表	CBL2600	●			月報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
J06	医薬品医療機器等輸出届出品目一覧表	CBL2700	●			月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
J07	医薬品医療機器等輸入報告品目一覧表	CBL2800	●			月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
S01	DEPARTURE CARGO REPORT BY FLIGHT (DAILY)	ABT5100		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
S02	DEPARTURE CARGO REPORT BY FLIGHT (MONTHLY)	ABT5200		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
S03	DEPARTURE CARGO MOVEMENT STATISTICS	ABT5300		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
S04	仮陸揚期間管理データ	ABT5400		●		旬報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
S05	仕向地別混載仕立実績データ	ABT5500		●		月報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
S06	長期蔵置貨物データ(輸出保税)	ABT5600		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
S07	保税蔵置場貨物取扱実績データ	ABT5700		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要

業務 仕様書 番号	管理資料情報名	出力 情報 コード	共通	航空	海上	周期	作成基準等	特別運用期間 での取出要否
S08	引渡し貨物状況データ	ABT5800		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
S09	貨物取扱実績データ(荷 送人別)	ABT5900		●		月報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
S10	貨物取扱実績データ(航 空会社別)	ABT6000		●		月報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
S11	貨物取扱実績データ(営 業所別)	ABT6100		●		月報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
S12	搭載完了AWBデータ	ABT6200		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
S13	航空輸出貨物取扱等一 覧データ	ABT6300		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
S14	航空輸出貨物搬出入デ ータ	ABT6400		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T01	ARRIVAL CARGO REPORT (DAILY)	ABS5100		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T02	ARRIVAL CARGO REPORT (MONTHLY)	ABS5200		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T03	ARRIVAL CARGO REPORT BY ORIGIN (DAILY)	ABS5300		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T04	ARRIVAL CARGO REPORT BY ORIGIN (MONTHLY)	ABS5400		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T05	ARRIVAL CARGO REPORT (VIA OTHER PORT)	ABS5500		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T06	BREAK BULK MONTHLY RE PORT	ABS5600		●		月報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成します。第6次NACCSでは廃止となる管理資料です。	要
T07	搬出貨物統計データ(輸 入)	ABS5700		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T08	搬入貨物統計データ	ABS5800		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T09	生鮮貨物到着データ	ABS5900		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要

業務 仕様書 番号	管理資料情報名	出力 情報 コード	共通	航空	海上	周期	作成基準等	特別運用期間 での取出要否
T10	特殊貨物到着データ	ABS6000		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T11	航空貨物代理店別売上データ（日報）	ABS6100		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T12	航空貨物代理店別売上データ（半月報）	ABS6200		●		半月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T13	保税蔵置場保管料請求明細データ	ABS6300		●		半月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T14	料金体系別収入金明細データ	ABS6400		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T15	長期蔵置貨物データ（輸入保税・民用）	ABS6500		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T16	蔵置場所別在庫データ	ABS6600		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T17	搬出入貨物統計データ	ABS6700		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日分以降の情報は第5次NACCSからの累積を第6次NACCSで作成します。	要
T18	承認番号別運送件数データ（民用）	ABS6800		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T19	航空輸入貨物搬出入データ	ABS6900		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T20	航空輸入貨物取扱等一覧データ	ABS7000		●		日報	10月7日23:15までの実績は、10月7日分として第5次NACCSで作成し、10月8日05:00からの実績は第6次NACCSで作成します。	要
T50	INVENTORY CONTROL LIST	ABS7100		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T51	CRAFT HANDLING ACTUAL RESULT LIST	ABS7200		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T52	REPORT ON CORRECTION QUANTITIES	ABS7300		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-
T53	LONG-DATE STORE REPORT	ABS7400		●		月報	第5次NACCSからの累積の実績を第6次NACCSで作成します。	-

別紙 3 移行データの取扱いに係る留意点

別紙 3. 移行データの取扱いに係る留意点（1）

1. 海上・航空共用蔵置場における対応

> 輸入

海上・航空共用蔵置場については、データ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

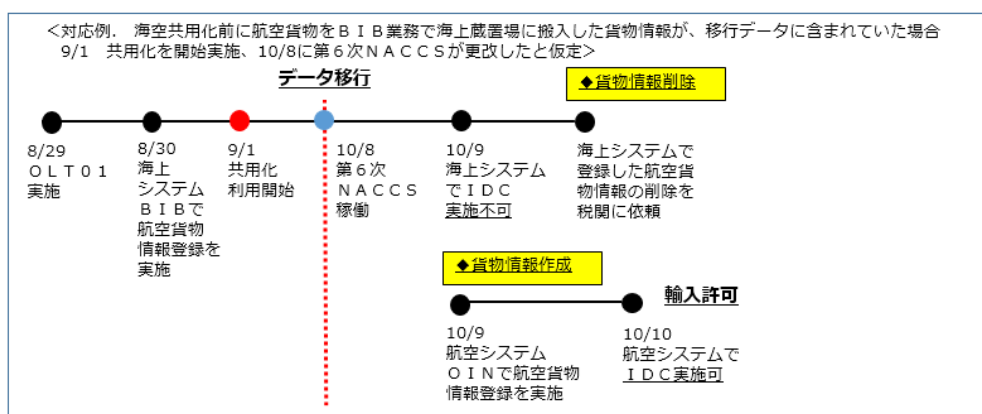
なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれており、輸入申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空業務で再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

（対応例）海空共用化前に航空貨物を「システム外搬入確認（輸入貨物）（BIB）」業務で海上蔵置場に

搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

⇒ 航空の「搬入確認登録（システム対象外保税運送）（OIN）」業務で再度航空の貨物情報を作成してください。

また、海上システムで搬入した航空貨物情報の削除を税関に依頼してください。



別紙 3. 移行データの取扱いに係る留意点（2）

> 輸出

海上・航空共用蔵置場については、データ移行前に航空貨物を航空システムで処理していれば、移行データの取扱いについて特段の対応をすることなく後続業務を実施可能です。

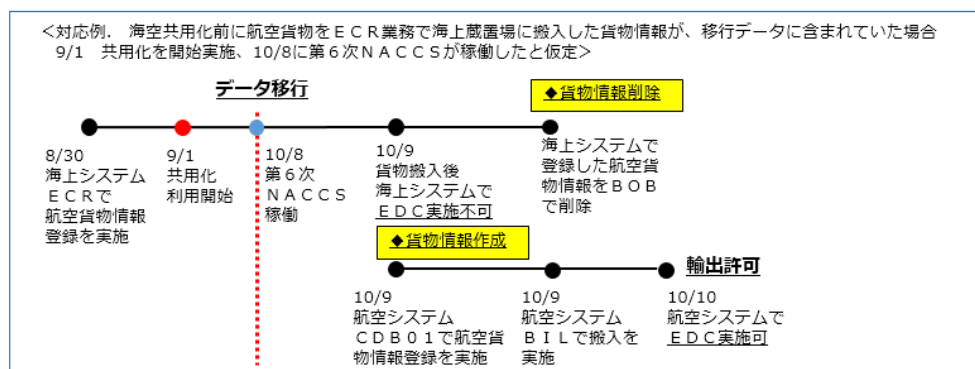
なお、移行データに海上システムで処理された航空貨物のデータが含まれているおり、輸出申告前の場合は、当該移行データについて改めて航空システムで再処理すれば、NACCSで後続業務を実施することができます。

（対応例）海空共用化前に航空貨物を「輸出貨物情報登録（ECR）」業務で作成し、海上蔵置場に搬入した貨物情報が、移行データに含まれていた場合。

⇒ 航空の「輸出貨物情報登録（CDB01）」業務で再度航空の貨物情報を作成し、

航空の「一括搬入確認登録（BIL01/BIL）」業務で搬入してください。

また、海上システムで搬入した航空貨物情報を海上の「搬出確認登録（貨物引取り）（BOB）」業務で内貨搬出してください。



別紙 3. 移行データの取扱いに係る留意点 (3)

2. 海上システムのみ参加の蔵置場及びシステム不参加蔵置場における対応

> 輸入

移行前 (10月7日) の状態	移行後 (10月8日以降) に後続業務を実施する場合の影響	業務実施者の対応
航空システムで運送中、かつ、貨物搬入前	<u>NACCSによる搬入業務 (BIB)、簡易貨物情報登録 (SCR) 及び輸入申告等の後続業務不可。</u>	マニュアルで搬入確認及び輸入申告する。
海上システムで搬入後、申告事項登録 (IDA) 前	<u>NACCSによる輸入申告業務不可。</u>	マニュアルで輸入申告する。
申告事項登録 (IDA) 後、申告 (IDC) 前	申告 (IDC) 業務及び以降の NACCS 業務 (訂正も含む) 実施可能。	不要
申告 (IDC) 後	申告変更、審査終了等後続の NACCS 業務実施可能。	不要

注：航空貨物を海上システムで事項登録 (IDA等) した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。

> 輸出

移行前 (10月7日) の状態	移行後 (10月8日以降) に後続業務を実施する場合の影響	業務実施者の対応
貨物情報登録 (ECR) 後、申告事項登録 (EDA) 前	<u>NACCSによる輸出申告業務不可。</u>	マニュアルで輸出申告する。
申告事項登録 (EDA) 後、申告 (EDC) 前	申告 (EDC) 業務及び以降の NACCS 業務 (EDA又はEDA01による訂正を除く。) 実施可能。 なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。	訂正を要する場合は別途マニュアルで輸出申告する。なお、EDAの情報は一定期間経過後削除される。
申告 (EDC) 後	審査終了等後続の NACCS 業務 (EDA01による訂正を除く。) 実施可能。 なお、輸出許可内容変更申請は実施可能。	訂正を要する場合は手作業移行のうえ、マニュアルで輸出申告する。

注：航空貨物を海上システムで事項登録 (EDA等) した後にデータ移行された場合は、当該移行データを利用して後続業務が可能です。
ただし、許可前に訂正を要する場合を除く。

